

参考資料 5-2

佐波川水系の流域及び河川の概要

(案)

平成 18 年 9 月 21 日

国 土 交 通 省 河 川 局

―― 目 次 ――

1. 流域および河川の概要	1
1.1 河川・流域の概要	1
1.2 地形	2
1.3 地質	4
1.4 気候	5
2. 流域および河川の自然環境	7
2.1 流域の自然環境	7
2.2 河川の自然環境	8
2.3 特徴的な河川景観や文化財等	16
3. 流域の社会環境	23
3.1 土地利用の状況	23
3.2 人口	24
3.3 産業・経済	25
3.4 交通	26
4. 水害と治水事業の沿革	27
4.1 既往洪水の概要	27
4.2 主要洪水の概要	28
4.3 治水事業の沿革	31
5. 水利用の現況	36
5.1 利水の現状	36
5.2 渇水被害と渇水調整の現状	38
6. 河川の流況と水質	40
6.1 流況	40
6.2 水質の現況	41
7. 河川空間の利用状況	43
7.1 河川利用施設	43
7.2 河川利用状況	44
8. 河道特性	45
8.1 河道特性区分	45
8.2 河床変化の傾向	47
9. 河川管理	48
9.1 管理区間	48
9.2 河川管理施設等	49
9.3 河川情報の整理	50
9.4 水防体制	51
10. 地域との連携	53

1. 流域および河川の概要

1.1 河川・流域の概要

佐波川は、その源を山口・島根県境の三ツヶ峰（標高 970m）に発し、山間峡谷部を流れ佐波川ダムに入り、その後野谷川、三谷川、山口市徳地堀で最大支川の島地川を合わせ、南西に流下し防府市の市街地北部をかすめ、瀬戸内海周防灘に注ぐ、幹川流路延長 56km、流域面積 460km²の一級河川である。

その流域は防府市、山口市、周南市の3市からなり、流域の土地利用は山地が 93%、田畠等の農地が 6%であり、宅地等の市街地が 1%となっている。

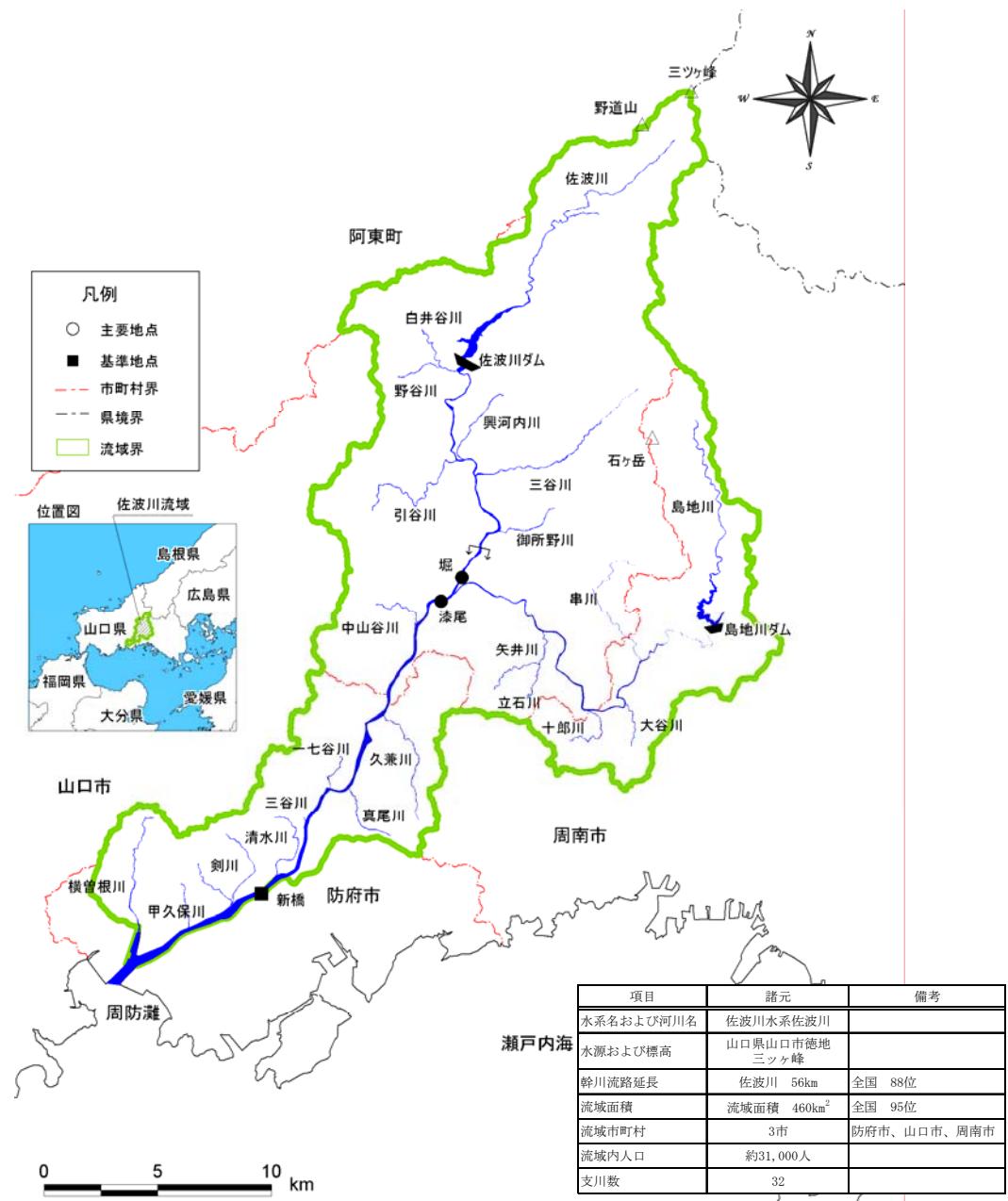


図 1-1 佐波川水系流域図

1.2 地形

佐波川流域の地形は、上流の周防山地、中流から下流にかけての周防高原および平地に区分される。

周防山地は広島・島根の県境から西へ伸びる西中国脊梁山地の南西端に位置し、山地の比高はやや低く、流域界に位置する三ッヶ峰(970m)、野道山(924m)、飯ヶ岳(937m)、石ヶ岳(924m)の4岳が900mを超えるにすぎない。周防高原は山地の前面に広がる小～中起伏の地形面で、吉備高原、石見高原と対比される。

防府市一帯の平地は構造線に支配された佐波川の谷底平野と河口付近の発達する三角州状の地形に区分される。この河口平野は北半分の三角州状の地形とそれをとりまく近世以降の広大な干拓地からなっており、総合堰付近を扇頂として広がるこのような平野を扇状地三角州（ファンデルタ）という。

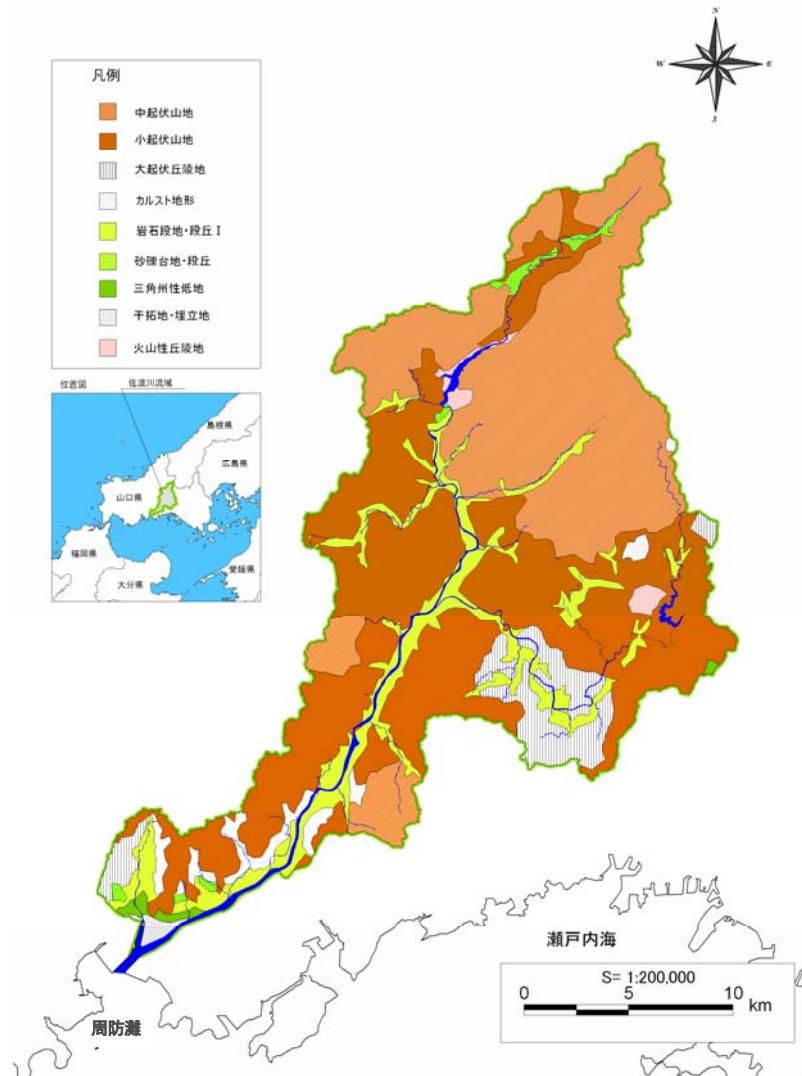


図1-2(1) 佐波川流域地形分類図

(出典：山口県土地分類図地形分類図 昭和48年 経済企画庁総合開発局発行)

佐波川上流では、以前は横山付近で北西に流れて、阿武川と合流していたが、約3万年前に河川争奪が行われ、現在の佐波川の流路及び流域界が形成された。



図1-2(2) 佐波川流域地形分類図

1.3 地質

流域の地質は佐波川と島地川の合流点の下流とその上流の佐波川流域と島地川流域に大別され、佐波川の上流域は流紋岩や安山岩、島地川流域は三郡変成岩(主に黒色片岩(=泥質片岩)、塩基性片岩および両者の互層により形成される)、下流域は花崗岩が分布している。上流域は周防山地に属しているものの、その比高は900mを越えるにすぎず、下流部の防府平野は扇状地三角州と近世以降の広大な干拓地からなっている。

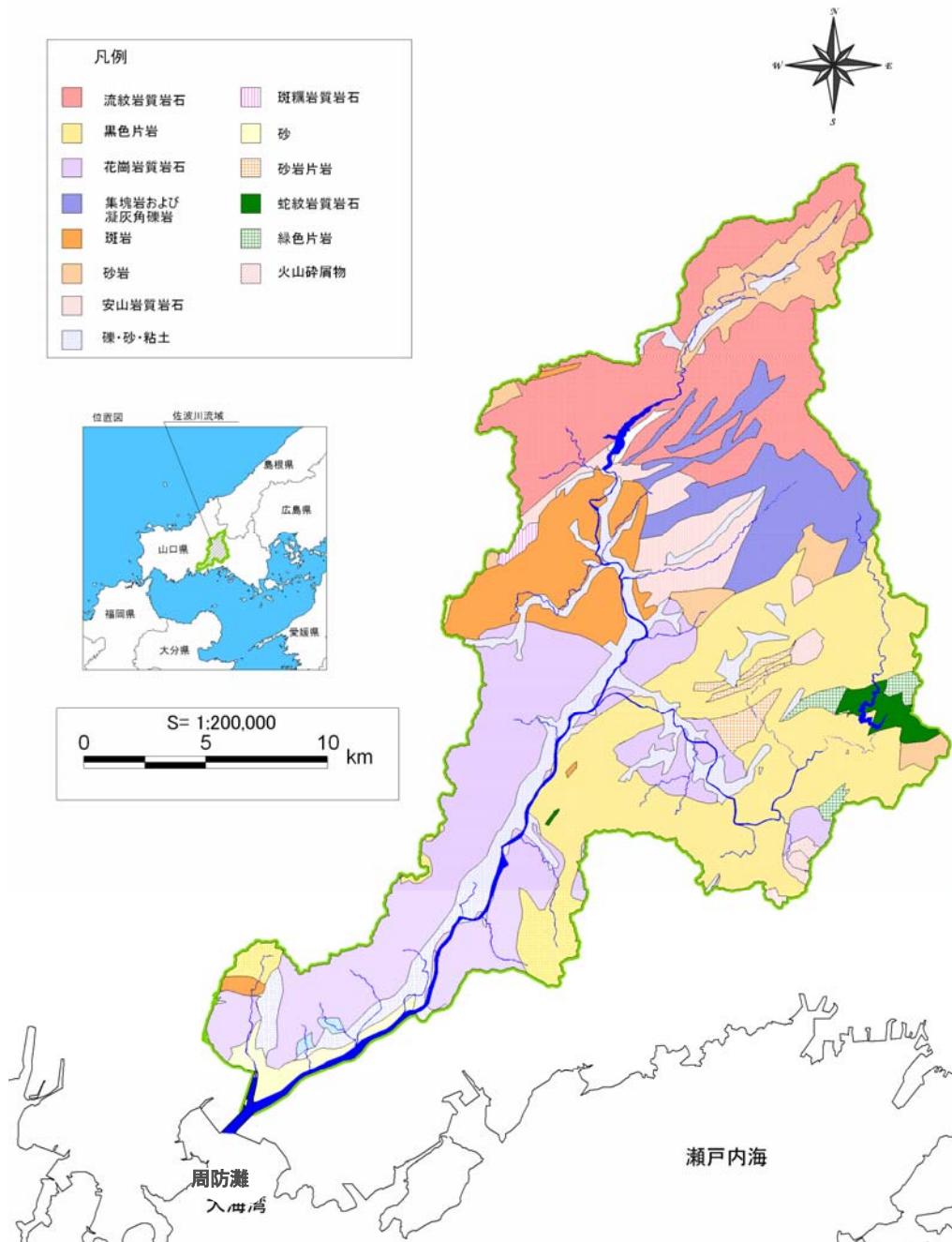


図1-3 佐波川流域表層地質図

(出典：山口県土地分類図表層地質図 昭和48年 経済企画庁総合開発局発行)

1.4 気候

流域の気候は下流域が瀬戸内海型気候、上流域が日本海型気候に属しており、年間降水量は下流域で約1,800mm、上流域で約2,000mmである。

平均気温は、約16°C(防府)となっている。月別降水量では、5月～7月にかけて降水量が多い。

また、流域における年間降水量の分布では上流域の方が下流域よりも多雨傾向にある。

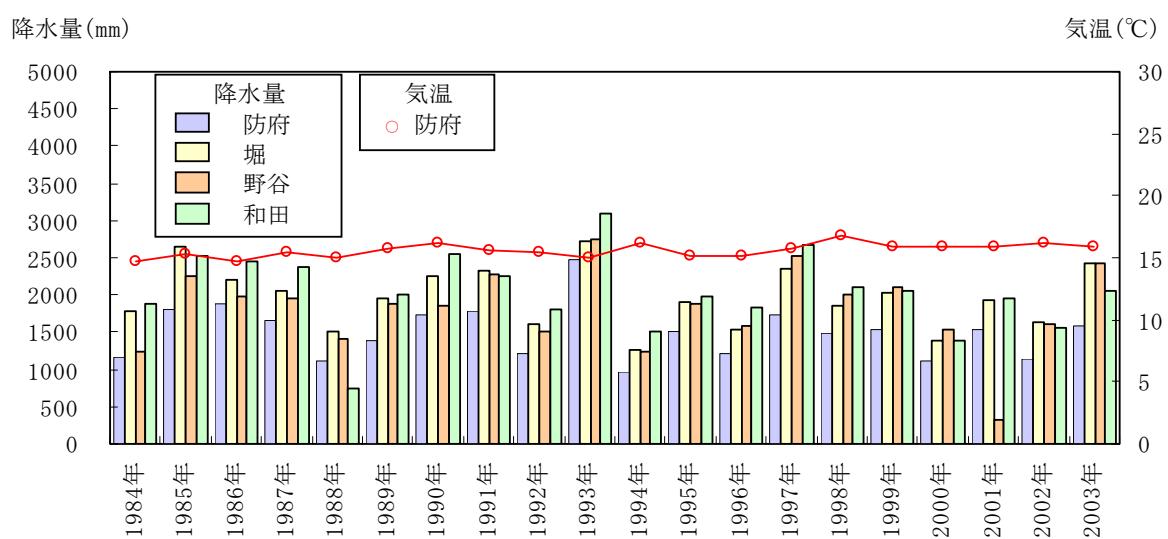


図1-4 佐波川流域および関連地域の年降水量および年平均気温(S59～H15年)

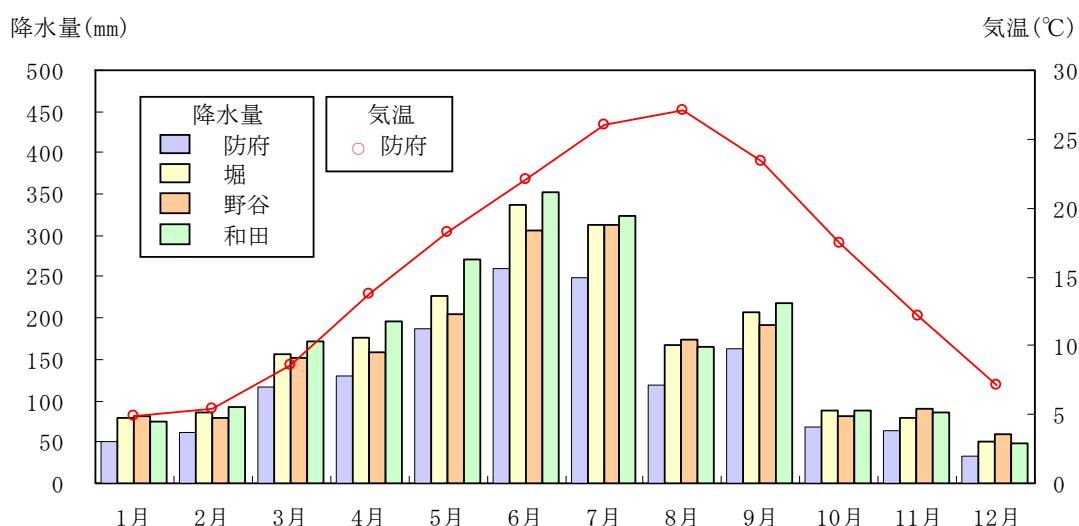


図1-5 佐波川流域および関連地域の月別降水量および月別平均気温(S59～H15年平均値)

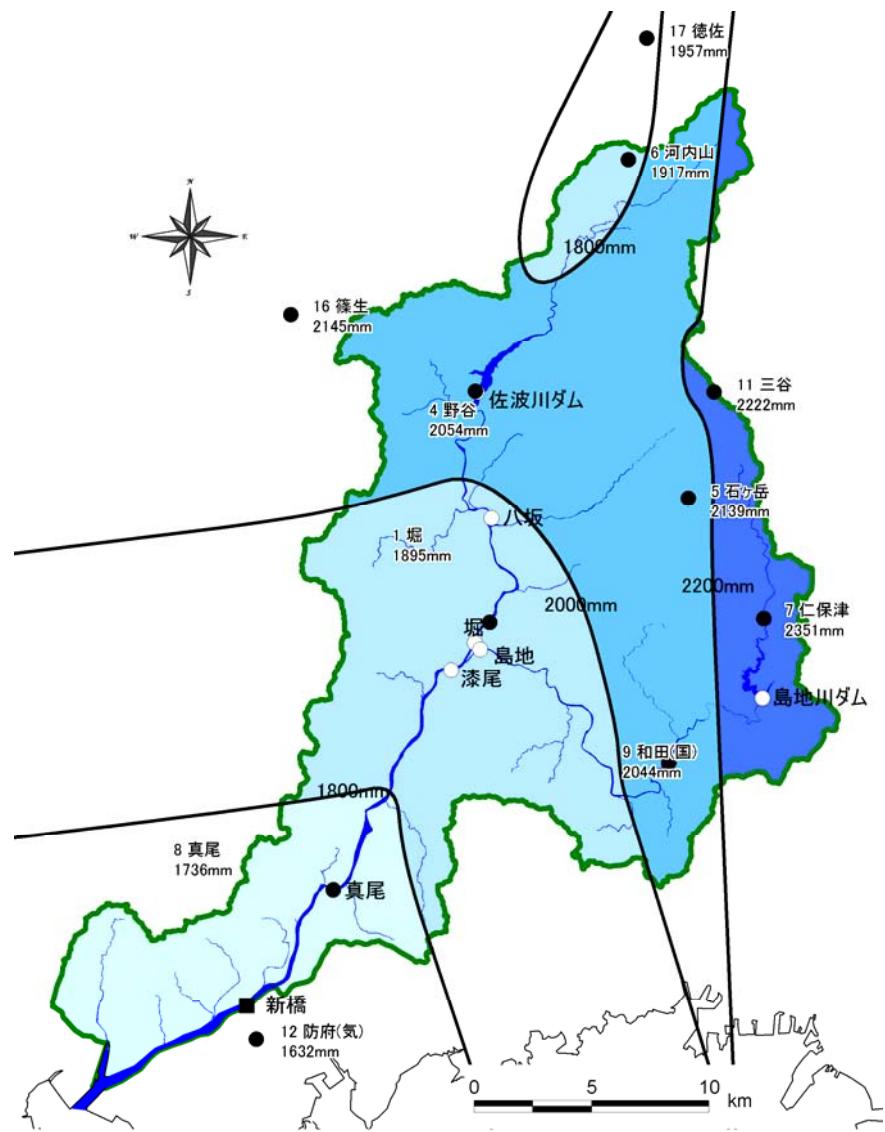


図1-6 年平均降水量分布図（1995年～2004年）

表1-1 年間降水量

単位(mm)

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	平均
防府	1,575	1,331	1,878	1,681	1,710	1,222	1,765	1,297	1,810	2,052	1,632
和田	1,910	1,800	2,118	2,123	2,262	1,630	2,151	1,693	2,294	2,461	2,044
篠生	1,931	1,666	2,649	2,145	2,411	1,790	2,133	1,861	2,404	2,457	2,145
徳佐	1,764	1,507	2,492	1,854	2,033	1,625	1,997	1,571	2,248	2,476	1,957
堀	1,911	1,542	2,360	1,845	2,024	1,383	1,923	1,632	2,437	欠測	1,895
野谷	1,873	欠測	2,529	2,006	欠測	1,547	欠測	1,621	2,433	2,368	2,054
石ヶ岳	1,215	欠測	2,524	2,333	2,368	1,537	2,089	1,873	2,602	2,713	2,139
河内山	1,741	1,626	2,265	1,820	欠測	1,555	1,903	1,555	2,430	2,357	1,917
仁保津	2,345	2,371	3,312	2,580	欠測	1,690	2,089	1,593	2,487	2,689	2,351
真尾	1,890	1,535	2,270	1,836	1,764	1,222	1,715	1,314	1,808	2,005	1,736
三谷	1,924	1,887	2,842	2,250	2,831	1,763	1,973	1,902	2,623	欠測	2,222

2. 流域および河川の自然環境

2.1 流域の自然環境

佐波川流域の植生は、上流域から下流域にかけてコバノミツバツツジーアカマツ群集が生息している。また、上流域にある滑山国有林には、中国地方随一の大森林でスギ・ヒノキ・モミ・ケヤキなどが植林され、全山一帯の渓谷美とともに林相美を見せている。

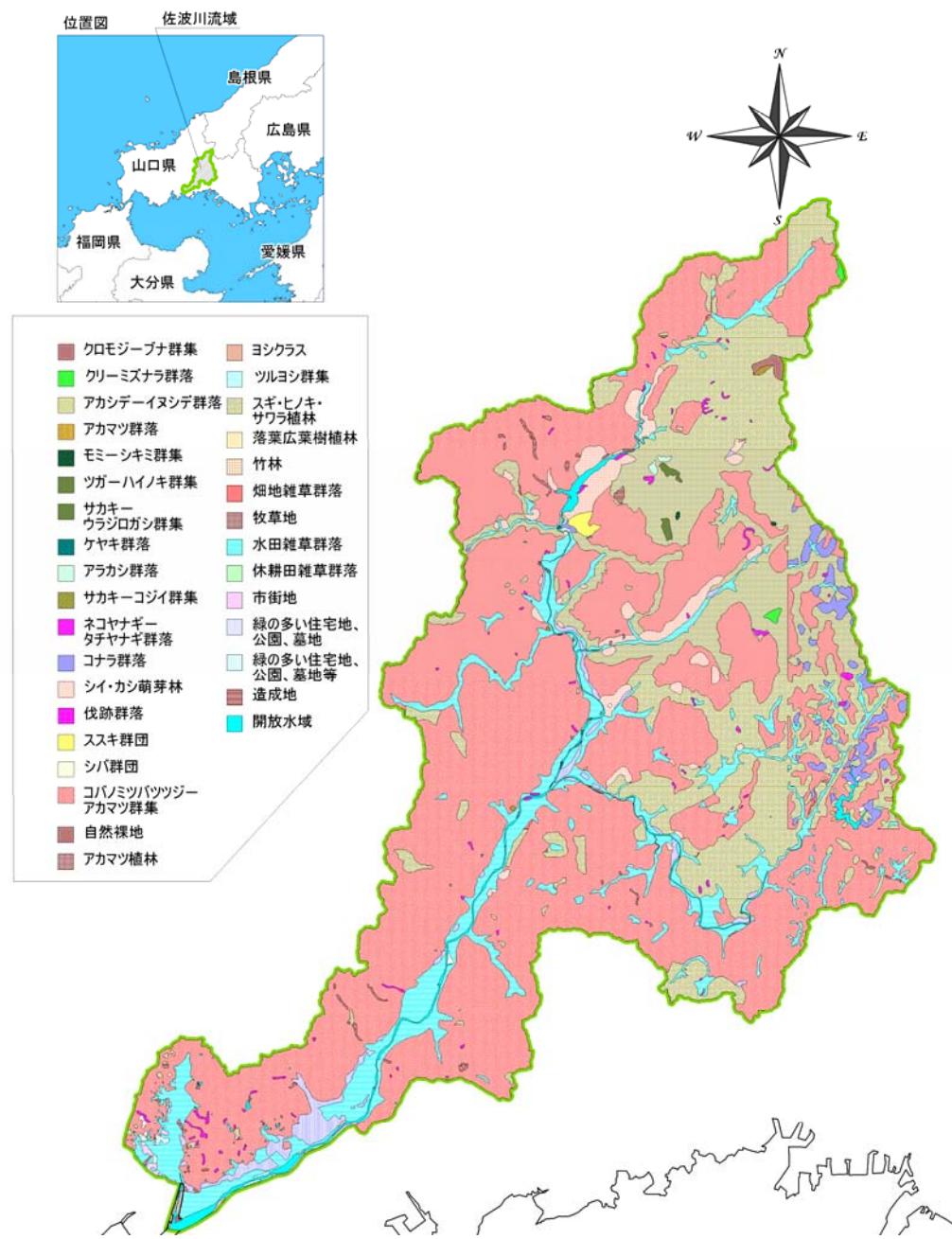


図 2-1 佐波川流域の植生分布図

(出典:自然環境保全基礎調査植生図 第5回調査(平成6年～平成10年) 環境省生物多様性センター)

2.2 河川の自然環境

上流部の河川は河床勾配が1/100以上の山地渓流であり、河口から約40kmに佐波川ダムがある。中流部では河床勾配が約1/300～1/450程度となり、川幅も100m程度と広くなる。下流部では河床勾配が1/550～1/3,000程度で、川幅が150m～500m程度と広くなる。

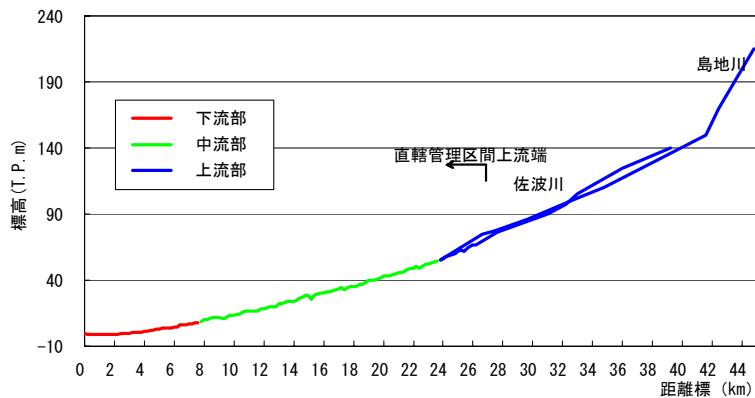


図2-2 佐波川流域の主な河川と近傍河川の縦断

佐波川流域を上流部・中流部・下流部と分けて、各区分の特性について示す。区分については以下のとおりである。

区分	河川名	区間	河道の特徴	備考
下流部 (感潮域)	佐波川	-1.6k～4.0k	河床勾配：1/1000～1/3000 川幅：200～500m程度	
下流部	佐波川	4.0k～7.7k	河床勾配：1/550 川幅：150～200m程度	
中流部	佐波川	7.7k～24.0k	河床勾配：1/300～1/450 川幅：100m程度	
上流部	佐波川	24.0kより上流	河床勾配：1/100以上	
	島地川			

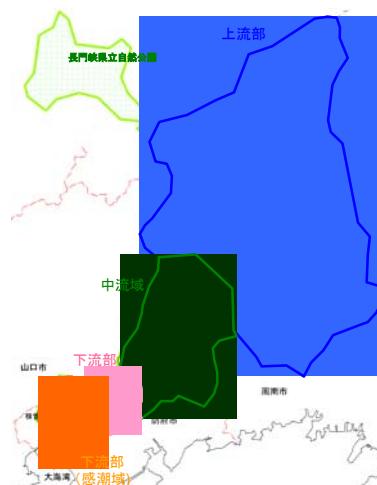


図2-3 佐波川流域における上中下流区分

(1) 上流部

上流部の河川は河床勾配が1/100以上の山地渓流であり、河口から約40kmに佐波川ダムがある。河原にはツルヨシが繁茂し、ヤナギやススキなど生育しており、良好な渓流環境があり、水温があまり高くならないため、アカザやアマゴが生息する。また、淵や緩流域にはスナヤツメなどが生息する。

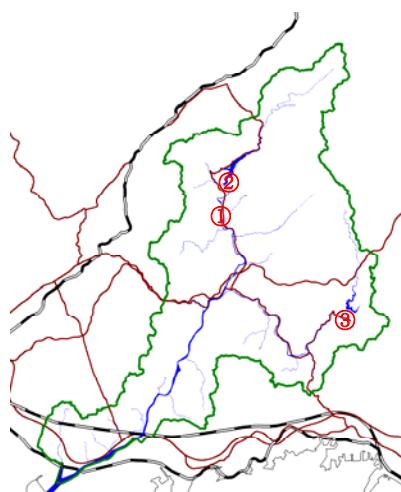
大原湖は佐波川ダムによって堰止められた人造湖で、長門峡県立自然公園内にあり、周囲を広葉樹林によって囲まれた美しい湖である。冬期にはワカサギ釣りで賑わい、サクラの植樹がなされ、野鳥を身近に観察できるスポットとしても親しまれている。また、大原湖下方の日暮ヶ岳の麓にある長者ヶ原は周囲4kmの溶岩台地で、佐波川の東岸約1kmにわたって直立した岸壁が続いている。

上游の美しい渓谷美を見せてている滑渓谷（支川滑川）の優れた滑山国有林と藤ヶ谷国有林が古くから杣山として東大寺の再建用材にされるなど美材をほこっている。

山口市徳地堀において佐波川本川に合流する島地川は、山間を縫うように流れており河道も狭小で、わずかな谷底平地が宅地や農地として利用されている。上流には島地川ダム（高瀬湖）があり、降湖型のアマゴなどが生息している。また、秋には紅葉の名所として住民に親しまれている。



上流部の状況（左：①上流部空中写真、中：②佐波川ダム、右：③島地川ダム）



写真撮影位置図



(コウライ)ヤナギ



ススキ



アカザ

環境省(危惧 2)



アマゴ

山口県(県危惧 1B)



スナヤツメ

環境省(危惧 2)

河岸や湖岸などの日当たりのよい湿潤地に生える。

河原などの、やや乾燥気味の地面に自生する。背丈は3mを越すことも少なくなく、成長株が年々分裂・拡大して増殖する。

本州・四国・九州に分布する。河川の上～中流域に生息し、水生昆虫等を食べて全長15cm前後になる。夜行性で昼間は石の下等にいて、水生昆虫などを食べる。

肉食性で、水生昆虫、落下昆虫、甲殻類、小魚などを食べる。一生を川で暮らすものと、一度海へ降り、再び川に遡上する個体がある。

水質がよく、流れもない比較的低水温の砂混じりの軟泥が堆積する淵や湧水池など、産卵場となる平瀬や淵尻、水路などの小砂礫底がともに存在する水域に限って生息する。

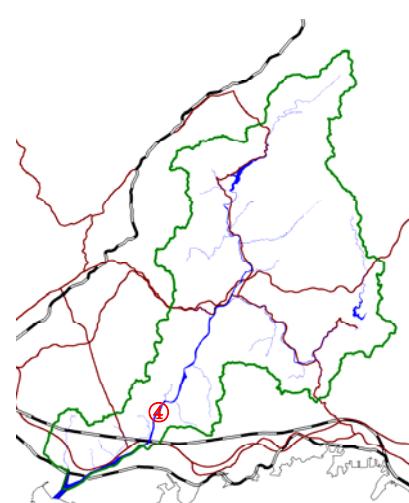
(2) 中流部

総合堰から山口市徳地堀（24.7km）付近は、河川周辺の景観は下流の平野景から一変し、山間のやや広い谷底平地の中を左右に蛇行しながら流れている。固定堰が随所に存在し、堰上流の湛水区間と瀬が連続している。ツルヨシが繁茂する緩やかな流れには、オヤニラミが生息し、砂河床には緩流域を好むスナヤツメなどが生息している。また、一部の広い河川敷にはヤナギやオギが生育し、堰等の湛水区間やワンド等の流水の緩やかな区間には、ミクリ等の抽水性植物が生育している。また河道内の植生が好影響を及ぼし、ホタルの生息している箇所も多い。

総合堰付近右岸の右田ヶ岳は細流黒雲母花崗岩が節理にそって露呈し緑の松林と白色の露岩となる文人画のような風景を呈する。



中流部の状況（④中流部空中写真）



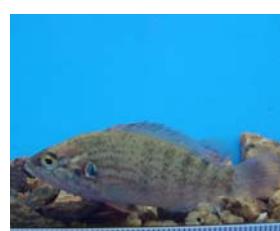
写真撮影位置図



ツルヨシ



オギ



オヤニラミ

環境省(準絶滅)



ミクリ

環境省(準絶滅)

川岸の砂地や谷川の淵などに群生する多年草。地表をはう長い匍匐を出し、匍匐の長さは3～5mになることもある。また、匍匐の節から新しい株を作つてふえる。

河原などに生育する多年草。草丈は2mを超える。下茎で繁殖するので、土壤は粘土質から砂質であることが必要である。

水生昆虫や落下昆虫の他、小魚などを食べる。春から夏にかけて、コウホネ、ヨシなど抽水植物の茎や根に卵を産み付け雄が守る。なわばりを持つ性格が強く、水槽等で飼育すると魚同士でけんかをする。

浅い水中に生える多年草の抽水植物。貴重種。水底の土中に地下茎があり、茎は70～80cmぐらいの大きさになる。根生し、茎より高くなる。6～8月に花穂を生じ、枝分かれしたあと、各枝の上部に雄花、下部に白い毛玉のような雌花がつく。

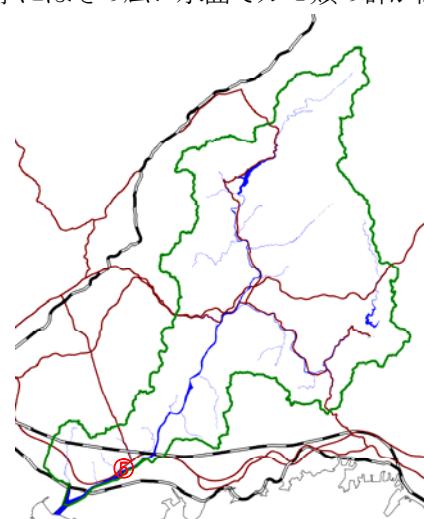
(3) 下流部

扇状地性の平野を流れる下流部の河川は、川幅が150m～200m程度と広くなるが、河床勾配が約1/500程度と比較的急流である。みお筋は左右に蛇行し交互砂州を形成している。下流域でありながら水質が良好であるため清流を好むゲンジボタルが生息し、浮石状の礫河原に瀬が存在する新橋付近はアユの産卵場所となっている。河道内には高水敷が整備され、サイクリングロード等に利用されており、人々の憩いの場を提供している。堰の湛水域はカツブリやオオバンなどの鳥類の休息場所となっている。河口部は干潟が広く存在し、緩流域を生育場とするヨシが繁茂しているとともに、ハマサジやウラギクなどの感潮域特有の植物が確認されている。また、ヨシ原を生息場所とするオオヨシキリ、干潟特有種であるハクセンシオマネキ等も生息している。冬季にはその広い水面でカモ類の群が確認



されている。

下流部の状況（⑤下流部空中写真）



写真撮影位置図



ゲンジボタル



アユ



カツブリ



オオバン

山口県(県準絶滅)

山口県(県準絶滅)

ふ化した幼虫は水中に入ってカワニナ(巻き貝)を食べ、翌春、幼虫はふたたび川岸にはい上がり、土の中にもぐつてサナギになる。成虫の寿命は約2週間。

産卵期の親魚は、全身が黒を基調とした婚姻色で覆われる。春先に幼魚が川をさかのぼり、中～上流の清流で石の上に生える藻類を食べ成長する。夏至を過ぎ、日長が短くなると産卵期を知り、秋に川を下って産卵、死亡する。

嘴の付け根が黄色いのが特徴。湖や池、沼、流れのゆるやかな河川などに棲む。潜水が得意で、主に水中で小魚などを食べる。水草の茎などに水草や落ち葉などを積み上げて浮巢をつくる。

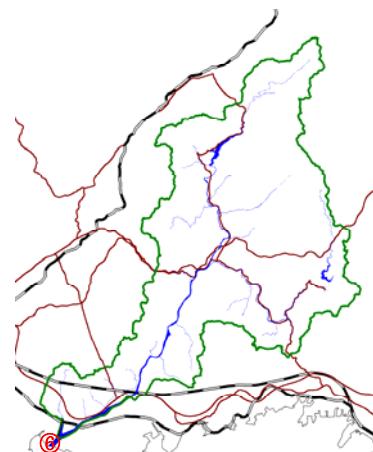
大形のクイナで、体が全体的に黒く、ひたいの白色が目立つ。ヨシなどのはえる湖沼、河川にすむ。水生植物や小魚、こん虫などを食べる。

(4) 下流部（感潮域）

感潮域である河口部は干潟が広く存在し、緩流域を生育場とするヨシが繁茂しているとともに、ハマサジやウラギクなどの感潮域特有の植物が確認されている。また、ヨシ原を生息場所とするオオヨシキリ、干潟特有種であるハクセンシオマネキ等も生息している。冬季にはその広い水面でカモ類の群が確認されている。



下流部の状況（⑥下流部感潮域空中写真）



写真撮影位置図



ヨシ



ハマサジ



ウラギク



オオヨシキリ



ハクセンシオマネキ

環境省(危惧2)

山口県(県準絶滅)

環境省(危惧2)

山口県(県準絶滅)

山口県(県準絶滅)

環境省(準絶滅)

池沼や河口などに群生する高さ2~3メートルの大型の多年草。地下茎は太く横にはう。茎は硬く、直立する。葉は長さ20~50ミリ前後の線形で、互生する。8~10月ころ、茎の先に淡紫色の小穂を密につける。アシともいう。	高さ30~50cmになる多年草。葉は根生し、長さ8~15cmの葉に幅広の基部がある。葉は厚くてなめらかな感じのさじ型。花は根本から分枝した花茎に穗状に多数ついて白色。	主に太平洋沿岸に生育する越年性の一年草。塩分を含む、河口の塩沼地で、砂礫や円礫を含んで砂質土壤の立地に生育する。	体の上面はオリーブがかつた黄褐色で、腰と尾はその色が薄い。水辺の近いヨシ原に生息する。	泥を若干含んだ砂地で、高潮時に干潟が露にやや近く、干潮時に干潟が露出した後、水はけが良く、ジメジメせず、底質がやや固い所に生息している。
---	---	--	---	--

(5) 佐波川水系における特定種

水辺の国勢調査結果の最新資料をもとに、佐波川における特定種のレッドデータブック、レッドリスト(環境省)、天然記念物指定種等の学術上または希少種の観点から抽出した。

表 2-1 佐波川水系における特定種の選定基準一覧表

番号	法令・文献の名称	記号	カテゴリー区分
(1)	文化財保護法		(該当種なし)
(2)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	保存	国内希少野生動植物種の指定
(3)	改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック- 1哺乳類, 2鳥類, 3爬虫類・両生類, 4汽水・淡水魚類, 6陸・淡水産貝類, 7クモ形類・甲殻類等, 8植物 I, 9植物 II (環境省 2000~2006年) 無脊椎動物(昆虫類)のレッドリストの見直しについて (環境庁報道関係資料 2000年)	危惧1 危惧1B 危惧2 準絶滅 不足	絶滅危惧1類 絶滅危惧1B類 絶滅危惧2類 準絶滅危惧 情報不足
(4)	レッドデータブックやまぐちー山口県の絶滅のおそれのある野生生物ー (山口県 2002年)	県危惧1A 県危惧1B 県危惧2 県準絶滅 県不足	絶滅危惧1A類 絶滅危惧1B類 絶滅危惧2類 準絶滅危惧 情報不足

表 2-1 佐波川水系で確認された特定種一覧表

分類	種名	選定根拠				確認地点	
		(1)	(2)	(3)	(4)	佐波川 中下流	島地川 上流
魚類	スナヤツメ			危惧2	県危惧2	○	○
	イチモンジタナゴ			危惧1B		○	
	ドジョウ				県危惧1B	○	○
	イシドジョウ			危惧1B	県危惧2		○
	アカザ			危惧2	県危惧2	○	○
	サツキマス				県危惧1B		○
	アマゴ				県危惧1B	○	○
	メダカ			危惧2	県危惧1B	○	
	カジカ※1				県危惧1A or 県危惧1B	○	
	オヤニラミ			準絶滅		○	○
底生動物	モノアラガイ			準絶滅		○	○
	ヒメスマエビ				県準絶滅	○	
	ハクセンシオマネキ			準絶滅		○	
	グンバイトンボ			危惧2	県危惧2	○	
	アオサナエ				県準絶滅		○
鳥類	カツツブリ				県準絶滅	○	○
	ヨシゴイ				県準絶滅	○	
	ササゴイ				県準絶滅	○	
	チュウサギ			準絶滅	県危惧2	○	
	オシドリ				県準絶滅	○	○
	トモエガモ			危惧2	県危惧2	○	
	ヨシガモ				県準絶滅	○	
	カワアイサ				県準絶滅	○	
	ミサゴ			準絶滅	県準絶滅	○	○
	ハチクマ			準絶滅	県準絶滅	○	○
	オオタカ		保存	危惧2	県危惧2	○	
	ハイタカ			準絶滅	県準絶滅	○	
	ノスリ				県準絶滅	○	
	サシバ				県危惧2		○
	クマタカ		保存	危惧1B	県危惧1B		○
	チュウヒ			危惧2	県危惧2	○	
	ハヤブサ		保存	危惧2	県危惧2	○	○
	ショウゲンボウ				県準絶滅	○	
	ヤマドリ				県危惧1B		○
	ヒクイナ				県準絶滅	○	
	オオバン				県準絶滅	○	
	イカルチドリ				県準絶滅	○	
	シロチドリ				県危惧2	○	
	ウミネコ				県準絶滅	○	
	カッコウ				県準絶滅	○	
	フクロウ				県準絶滅	○	
	アマツバメ				県準絶滅	○	○
	ヤマセミ				県準絶滅	○	○
	ヒバリ				県準絶滅	○	
	カワガラス				県準絶滅	○	
	トラツグミ	保存			県準絶滅	○	
	オオヨシキリ				県準絶滅	○	
	センダイムシクイ				県準絶滅	○	
	オオルリ				県準絶滅	○	
	コサメビタキ				県準絶滅	○	
	サンコウチョウ				県準絶滅	○	
	コガラ				県準絶滅	○	
	ヒガラ				県準絶滅	○	
両生類	ニホンヒキガエル				県準絶滅		○
	トノサマガエル				県準絶滅	○	○
	モリアオガエル				県準絶滅		○
	カジカガエル				県準絶滅	○	○
爬虫類	インガメ				県準絶滅	○	
	スッポン		不足			○	
	シロマダラ				県準絶滅		○
哺乳類	ホンドザル				県準絶滅		○
	キュウシュウノウサギ				県準絶滅		○
	カヤネズミ				県準絶滅	○	○
	イタチ属の一種※2				(県準絶滅)	○	○
陸上昆虫	グンバイトンボ			危惧2	県危惧2	○	
	フタテンカメムシ				県不足	○	
	シリビアシジミ			危惧1	県危惧2	○	
	アラメエンマムシ				県不足	○	
	ヨドシロヘリハンミョウ			危惧2	県危惧1A	○	
	ジユウクホシントウ				県準絶滅	○	
	オオクロカミキリ				県不足	○	
	キバラハキリバチ				県危惧2	○	
植物	タチハコベ			危惧2	県危惧1A		○
	カツラ				県危惧2		○
	イワウメヅル				県準絶滅	○	
	ミズマツバ			危惧2	県準絶滅	○	
	ハママツジ			危惧2	県準絶滅	○	
	イヌゴマ				県危惧2	○	
	イガホオズキ				県危惧2	○	
	オギノツメ				県危惧2	○	
	ウラギク			危惧2	県準絶滅	○	
	ミクリ			準絶滅		○	
	ナガエミクリ			準絶滅		○	
	センダイスグ				県危惧2	○	
	エビネ			危惧2	県準絶滅		○
	ナツエビネ			危惧2	県危惧1A		○

(注) ※1中卵型が県危惧1A、大卵型が県危惧1Bに該当
※2イタチ属のうち、ニホンイタチのみが県準絶滅に該当

2.3 特徴的な河川景観や文化財等

2.3.1 景観

(1) 佐波川

佐波川は県中央部の島根県境付近に源を発し、南西流して山口市徳地・防府市を貫流し、周防灘に注ぐ延長 56km で県下第 4 位の川である。

山口市徳地は山口県のほぼ中央部に位置し、中国山地の脊梁部にまたがり、津々良岳(733m)、日暮岳(694m)、狗留孫山(544m)、要害山(409m)などの山を縫って佐波川が流れ、

この佐波川の本流、支流沿いに細長い平地が形成され、集落が点在している。

佐波川流域は年間 2000mm を超える多雨地帯で樹林に富み、町域の 77% は山林であり、農林業が町の中心産業となっている。

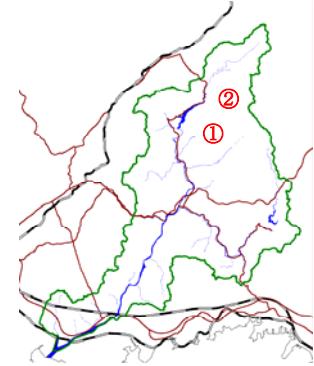
佐波川上流には、広さ 1.2 km² の人造湖大原湖があり、長門峡県立自然公園の一環をなす景勝地として訪れる人も多い。



①大原湖(佐波川ダム)



②滑山国有林



写真撮影位置(佐波川)

また月輪寺の薬師堂は県下最古の建造物といわれ、国の重要文化財に指定されている。このほか、長者ヶ原・滑峡谷・白石山・東狗留孫山などの景勝地がある。

大原湖は昭和 31 年、佐波川上流につくられた多目的ダム・佐波川ダムによってできた人造湖で、左岸一帯はなだらかなスロープをもつ長者ヶ原が広がり、右岸には県の愛鳥林などがあり、上流の滑峡谷などとともに長門峡県立自然公園に指定されている。

長者ヶ原は大原湖の左岸一帯に広がる 3.5 km² のなだらかな高原で、三方が高い絶壁となっている。

滑山国有林は大原湖の左岸一帯の面積約 35 km² に及ぶ、中国地方随一の大森林でスギ・ヒノキ・モミ・ケヤキなどが植栽され、全山一帯の渓谷美とともに、みごとな林相美を見せている。

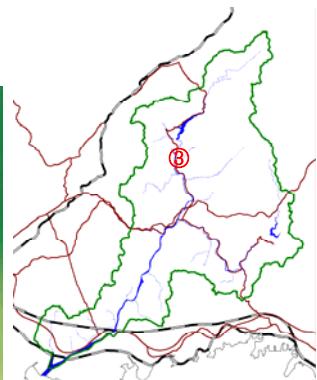
佐波川関水は 12 世紀末に東大寺再建の用材を伐りだした時の遺跡である。関水は佐波川流域から伐りだした用材を海に流すため、川水をせきとめて水量を増やすために設けた堰で、木材を集積した三谷川・引谷川の分流地木津から海までの 28km の間に 118 ヶ所も設



③佐波川関水



関水周辺の概略図



写真撮影位置(佐波川)

けられた。現在、関水は佐波川に一ヶ所残り、国の史跡に指定されている。

防府市は広い豊かな平野と中央部を流れる佐波川の水に恵まれ、古くから開けたところで、先史時代の遺跡も多い。

市内には、日本三天神の一つに数えられる防府天満宮をはじめ、周防国分寺・阿弥陀寺などの古社寺、大日古墳・周防国衙跡などの史跡が多く、また市域北部には雄大な展望をもつ大平山があり、南の海上には風光明媚な野島がある。散策道のある天神山森林公園も整備されて歴史の町・観光の町として訪れる人々も多い。

防府天満宮は昭和 27 年の火災で焼失したのち昭和 38 年に再建されたもので、朱塗りの壮麗な楼門は松の緑に映えて美しく、天神山を背景にした境内は、市街や瀬戸内海を一望に収める景勝地となっている。

周防国分寺は天平 13 年（741 年）、聖武天皇の勅願により、国ごとに国分寺がおかれた際、周防国分寺として創建された寺で、創建当初は七堂伽藍を備え、寺運も盛んであったが、その後次第に衰退、境内は「周防国分寺旧境内」として国の史跡に指定されている。

阿弥陀寺は敷地約 11,000 m²の境内に、本堂・護摩堂・開山堂のほか、念佛堂・経堂・大仏堂・仁王門などが建ち並び、名刹らしい雰囲気をただよわせている。

茅葺きの古びた仁王門の左右に安置された金剛力士像は鎌倉時代の作で重要文化財に指定されている。また仁王門の奥にある湯屋は国指定の重要有形民俗文化財である。

由緒ある古刹だけに国宝指定の鉄宝塔をはじめ文化財が多く、境内にある文化財収蔵庫に収められ、一般に公開されている。

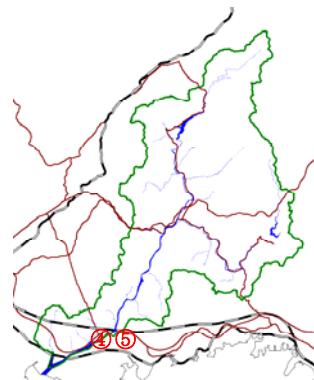
境内にはアメリカ産や中国産の珍しいアジサイも 100 余種植えられ、あじさい寺としてもよく知られる。



④防府天満宮



⑤周防国分寺



写真撮影位置(佐波川)

(2) 島地川

島地川は佐波川流域の北東部に源を発し、南に流下して周南市、山口市徳地を流れ、徳地堀で佐波川に合流する。島地川は、佐波川最大の支川である。

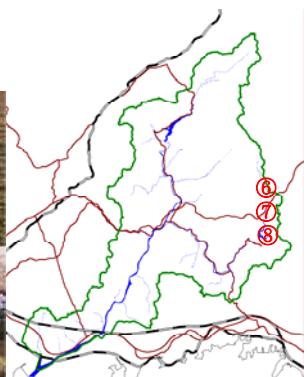
島地川の上流部は、新平ヶ原公園があり、直下流には紅葉できれいなことで知られている高瀬湖（島地川ダムの湛水湖）が位置している。新平ヶ原公園にはキャンプ場があり、また近くの高瀬峡沿いには自然歩道が整備されているため、自然豊かな場所として住民に親しまれている。



⑥高瀬峡



⑦新平ヶ原公園



写真撮影位置(島地川)



⑧高瀬湖周辺の紅葉

2.3.2 文化財等

佐波川流域および防府市街地に位置する文化財には表 2.3(国指定)に示すものがある。
また、県指定の文化財には表 2.4 に示すものがある。

表 2-3 国指定文化財

No.	名称	所在地	種類	指定状況	備考
1	敷山城跡	防府市大字牟礼	史跡	国指定史跡	
	紙本墨書き阿弥陀寺田畠注文並免除状	防府市大字牟礼	書跡	国指定重要文化財	
	鉄印 東大寺韻印	防府市大字牟礼	考古資料	国指定重要文化財	
2	木造重源坐像	防府市大字牟礼	彫刻	国指定重要文化財	
	木造金剛力士立像	防府市大字牟礼	彫刻	国指定重要文化財	
	阿弥陀寺の湯屋	防府市大字牟礼	有形民俗	国指定重要有形民俗文化財	
	鉄宝塔(水晶五輪塔共)	防府市大字牟礼	工芸品	国宝	
3	太刀 銘備前国口口(伝友成)	防府市多々良	工芸品	国指定重要文化財	
	色々威腹巻・兜、大袖、喉輪付	防府市多々良	工芸品	国指定重要文化財	
	紙本墨書き絵図	防府市多々良	工芸品	国指定重要文化財	
	能装束 紅萌葱地山道菊桐文片身替唐織	防府市多々良	工芸品	国指定重要文化財	
	紅地桐文散錦直垂	防府市多々良	工芸品	国指定重要文化財	
4	紙本墨書き後深草天皇宸翰御消息(十二月廿五日)	防府市多々良	書跡	国指定重要文化財	
	毛利家文書	防府市多々良	古文書	国指定重要文化財	
	大内氏勘合貿易印等関係資料	防府市多々良	歴史資料	国指定重要文化財	
	菊造脇刀 刀身無銘 伝当麻	防府市多々良	工芸品	国宝	
	紙本墨書き古今和歌集巻第八(高野切本)	防府市多々良	書跡	国宝	
	史記呂后本紀第九	防府市多々良	書跡	国宝	
5	周防国国衙跡	防府市国衙・惣社町・警固町・勝間・多々良	史跡	国指定史跡	
	紙本墨書き東大寺領周防国宮野庄田畠等立券文	防府市国衙	書跡	国指定重要文化財	
6	紙本墨書き周防国阿弥陀寺田畠注文(正治二年十月日)	防府市国衙	書跡	国指定重要文化財	
7	周防国分寺旧境内	防府市国分寺町	史跡	国指定史跡	
	紺紙金泥般若心經後奈良院宸翰	防府市国分寺町	書跡	国指定重要文化財	
	国分寺金堂	防府市国分寺町	建造物	国指定重要文化財	
8	木造阿弥陀如来坐像	防府市国分寺町	彫刻	国指定重要文化財	
	木造日光菩薩立像・月光菩薩立像	防府市国分寺町	彫刻	国指定重要文化財	
	木造四天王立像	防府市国分寺町	彫刻	国指定重要文化財	
	木造 菩薩如來坐像(金堂安置)	防府市国分寺町	彫刻	国指定重要文化財	
9	金銅宝塔	防府市松崎町	工芸品	国指定重要文化財	
	浅黄糸威棟取鎧兜付	防府市松崎町	工芸品	国指定重要文化財	
	浅黄糸威鎧	防府市松崎町	工芸品	国指定重要文化財	
	梵鐘	防府市松崎町	工芸品	国指定重要文化財	
10	紫韋威鎧	防府市松崎町	工芸品	国指定重要文化財	
	松藤蒔絵文台祝箱	防府市松崎町	工芸品	国指定重要文化財	
	紙本著色松崎天神縁起(箱入)	防府市松崎町	絵画	国指定重要文化財	
	木造大日如來坐像	防府市松崎町	彫刻	国指定重要文化財	
	木造獅子頭	防府市松崎町	彫刻	国指定重要文化財	
11	萩往還関連遺跡 宮市本陣兄部家	防府市宮市町	史跡	国指定史跡	
12	萩往還	防府市宮市・今市町・三田尻本町・お茶屋町	史跡	国指定史跡	
13	萩往還関連遺跡 三田尻御茶屋旧構内	防府市お茶屋町	史跡	国指定史跡	
14	江崎のまるきぶね	防府市お茶屋町	有形民俗	国指定重要有形民俗文化財	
15	製塩用具	防府市お茶屋町	有形民俗	国指定重要有形民俗文化財	
16	萩往還関連遺跡 住吉神社石造壇台	防府市三田尻	史跡	国指定史跡	
17	萩往還関連遺跡 三田尻御舟倉跡	防府市三田尻	史跡	国指定史跡	
18	エヒメアヤメ自生南限地帯	防府市大字西浦	天然記念物	国指定天然記念物	
19	周防国一宮造替神殿宝物等目録	防府市大字大崎	古文書	国指定重要文化財	
20	大日古墳	防府市大字高井	史跡	国指定史跡	
21	つるまんりょう自生地	山口市徳地	天然記念物	国指定	
22	野谷の石風呂	山口市徳地	史跡	国指定史跡	
23	佐波川閑水	山口市徳地	史跡	国指定史跡	
24	月輪寺薬師堂	山口市徳地	建造物	国指定重要文化財	
25	岸見の石風呂	山口市徳地	民族資料	国指定重要民族資料	

※No. が同じものは、同一箇所に存在している。

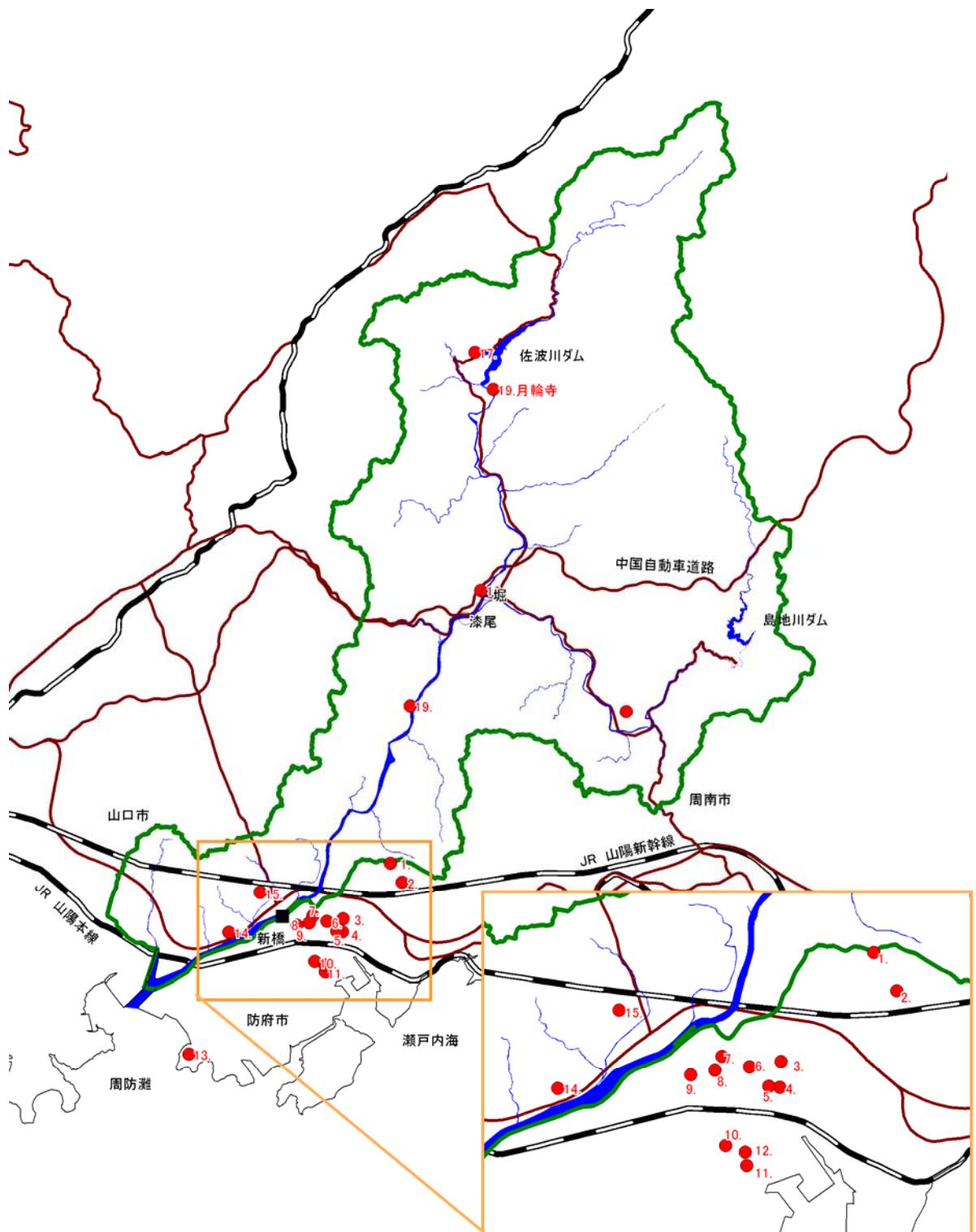


図 2-4 国指定文化財の位置図

表 2-4 国指定文化財

No.	名称	所在地	種類	指定状況	備考
1	版本大般若経 阿弥陀寺文書	防府市大字牟礼	典籍	県指定有形文化財	
	漆絵枝菊楓（大内椀）	防府市大字牟礼	古文書	県指定有形文化財	
	金装飾太刀拵	防府市多々良	工芸品	県指定有形文化財	
	毛利元就詔草連歌	防府市多々良	工芸品	県指定有形文化財	
	里村紹巴筆連歌学書(毛利家伝来本)	防府市多々良	典籍	県指定有形文化財	
2	幸若流舞之本（毛利吉就所持本）	防府市多々良	典籍	県指定有形文化財	
	井上山（桑山西峯）経塚出土品	防府市多々良	考古資料	県指定有形文化財	
	毛利元就関係資料	防府市多々良	歴史資料	県指定有形文化財	
	毛利隆元関係資料	防府市多々良	歴史資料	県指定有形文化財	
	毛利輝元関係資料	防府市多々良	歴史資料	県指定有形文化財	
3	周防国分寺文書	防府市国分寺町	古文書	県指定有形文化財	
	周防国分寺楼門	防府市国分寺町	建造物	県指定有形文化財	
	木造阿弥陀如来立像	防府市国分寺町	彫刻	県指定有形文化財	
	金銅誕生釈迦仏立像	防府市国分寺町	彫刻	県指定有形文化財	
	金銅毘盧舎那仏坐像 (寺伝大日如來像)	防府市国分寺町	彫刻	県指定有形文化財	
4	防府天満宮文書	防府市松崎町	古文書	県指定有形文化財	
	防府天満宮の石大鳥居	防府市松崎町	建造物	県指定有形文化財	
	紙本着色松崎天神縁起写	防府市松崎町	絵画	県指定有形文化財	
	防府天満宮大專坊跡	防府市松崎町	史跡	県指定史跡	
5	兄部家文書	防府市宮市町	古文書	県指定有形文化財	
6	護国寺笠塔婆	防府市本橋町	建造物	県指定有形文化財	
7	野村望東尼終焉の宅及び宅跡並びに墓	防府市岡村町・三田尻本町・桑山	史跡	県指定史跡	
8	老松神社のクスノキ	防府市お茶屋町	天然記念物	県指定天然記念物	
9	防府市中浦の緑色片岩	防府市大字田島	天然記念物	県指定天然記念物	
10	若月家の臥童松	防府市大字佐野	天然記念物	県指定天然記念物	
11	妙見社の大銀杏	山口市徳地	天然記念物	県指定天然記念物	
12	徳地人形淨瑠璃	山口市徳地	無形文化財	県指定無形文化財	
13	聖觀音菩薩立像	山口市徳地	彫刻	県指定有形文化財	
14	四天王立像	山口市徳地	彫刻	県指定有形文化財	

※No. が同じものは、同一箇所に存在している。

2.3.3 自然公園等の指定状況

佐波川流域では、自然公園法に基づき、「長門峡県立自然公園」、「阿弥陀寺、苔谷緑地環境保全地域」が指定されている。

○長門峡県立自然公園

長門峡は阿武郡阿東町・川上村、佐波郡山口市徳地にまたがり、美しい渓谷の自然美を呈している。山峡をぬって日本海へ注ぐ阿武川と瀬戸内海に注ぐ佐波川が中心となり、断崖絶壁の間に、飛瀑や急流、奇岩怪石が連続し、特に秋の紅葉は有名である。

また、長門峡公園には、滑渓谷、滑山国有林、大原湖キャンプ場などもある。

○阿弥陀寺、苔谷環境保全地域

阿弥陀寺・苔谷緑地は防府市牟礼に位置する阿弥陀寺（別名あじさい寺）を中心とした一帯の緑地である。



長門峡県立自然公園



阿弥陀寺（あじさい寺）

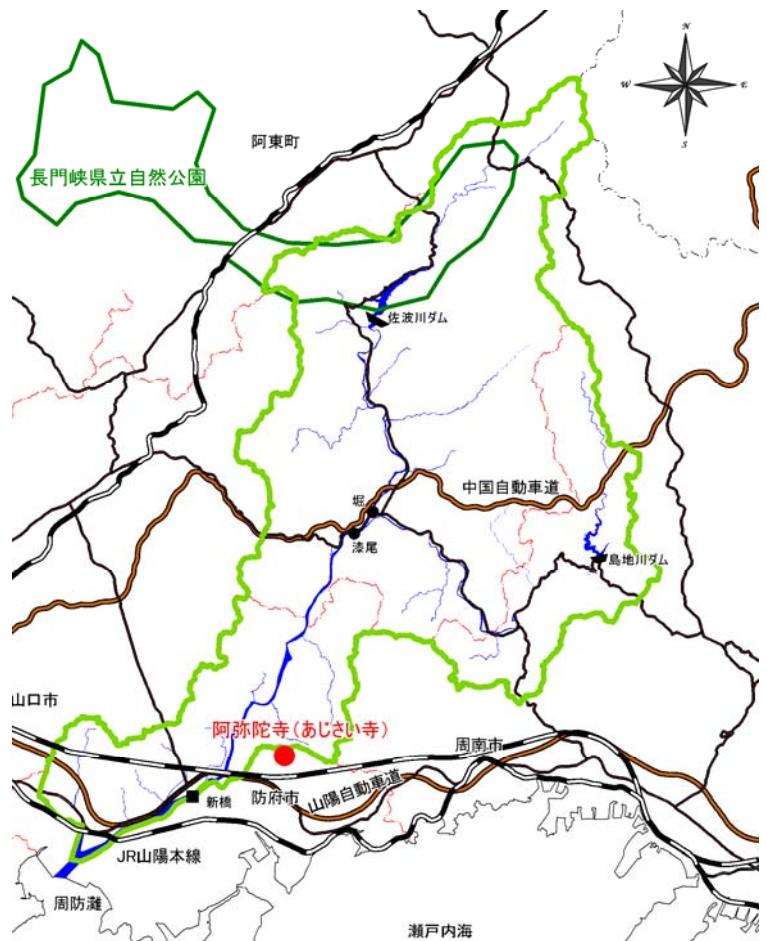


図 2-5 佐波川流域の自然公園等の位置

3. 流域の社会環境

3.1 土地利用の状況

佐波川流域の流域面積（約 460km²）は、山口県全体の面積（6,111km²）の約 8%を占める。流域面積のうち森林面積は約 93%、田・畑などの農業地域は約 6%、都市域は約 1%である。

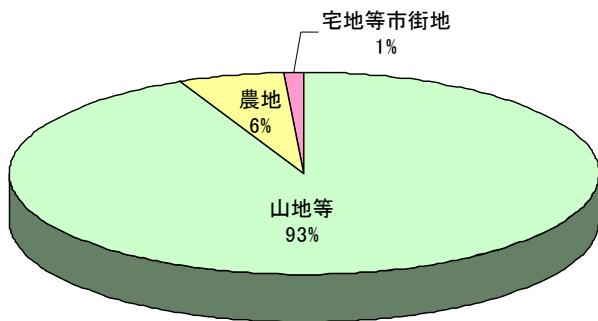


図 3-1 佐波川流域の地目割合

※山地面積 426.9km² (92.8% = 93%) , 耕地面積 27.4km² (5.95% = 6%) ,

市街地 全体 - (山地面積 + 耕地面積) = 5.7km² (1%) (河川現況調書 平成 7 年度)

表 3-1 佐波川流域の地目別面積

水系名	全流域面積;A (km ²)	山地面積;B(km ²)	平地面積;C(km ²)		備考
			B/A(%)	C/A(%)	
佐波川	460	426.9	92.8	33.1	7.2

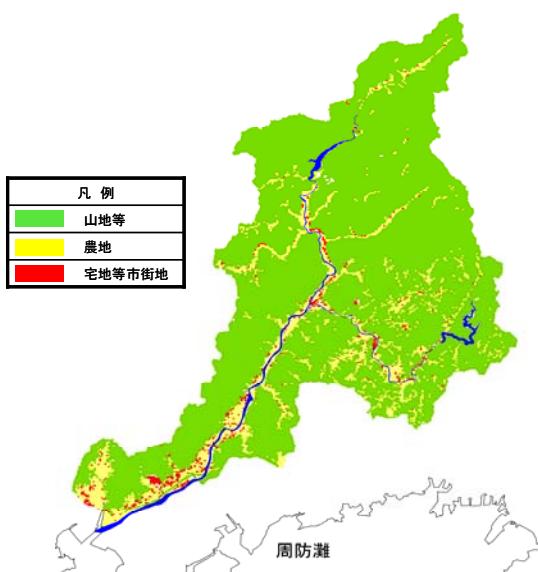


図 3-2 佐波川流域の土地利用図

3.2 人口

佐波川流域は、防府市、徳地町、鹿野町及び新南陽市、徳山市の一部の3市2町で構成されていたが、市町村合併により防府市、山口市徳地、周南市との3市となった。

流域関連市町の人口（267,444人：H12国勢調査）が山口県全体の人口（1,597,964人：H12国勢調査）に占める割合は約18%である。

戦後の人口の推移をみると、昭和60年をピークに流域関連市町の人口は減少しているものの、山口県全体に占める割合に変化はない。このことから、山口県に占める影響は変化がないと考えられる。

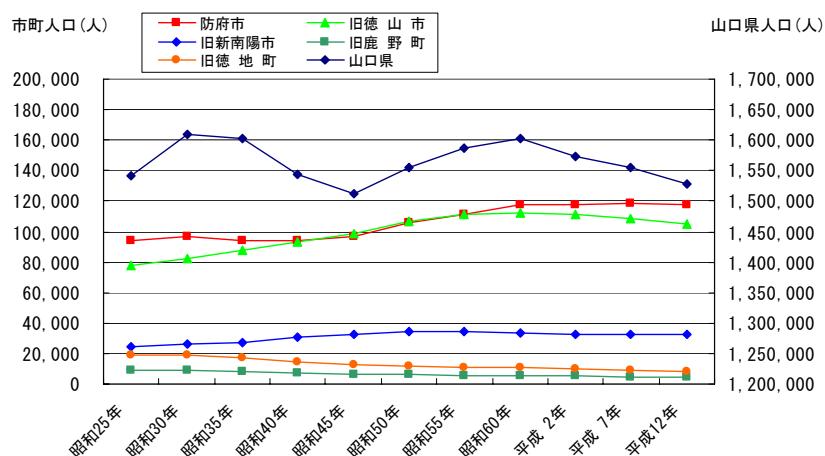


図3-3 流域構成市町村の人口推移

表3-2 流域関連市町人口の推移 (人)

新市町村	旧市町村	昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
山口県		1,540,882	1,609,839	1,602,207	1,543,573	1,511,448	1,555,218	1,587,079	1,601,627	1,572,616	1,555,543	1,527,964
防府市		93,939	96,821	94,513	94,342	97,009	105,540	111,468	118,067	117,634	118,803	117,724
周南市	旧徳山市 旧新南陽市 旧鹿野町	77,603 24,808 8,666	82,712 26,284 8,949	87,382 27,363 8,214	93,472 30,454 6,897	98,520 32,352 6,253	106,967 34,192 5,904	111,469 34,367 5,721	112,638 33,895 5,721	110,900 32,988 5,371	108,671 32,338 5,052	104,672 32,153 4,907
山口市徳地	旧徳地町	19,396	19,313	16,770	14,193	12,506	11,638	11,137	10,571	9,753	9,130	8,375
流域内関連市町の合計		224,412	234,079	234,242	239,358	246,640	264,241	274,162	280,542	276,327	273,849	267,444
山口県に占める割合	山口県に占める割合(%)	15	15	15	16	16	17	17	18	18	18	18

また、年齢構成別人口をみると、山口県全体に比べて、旧徳地町(山口市徳地)や旧鹿野町(周南市)は高齢化が進んでいるものの、防府市、旧新南陽市(周南市)、旧徳山市(周南市)では高齢化は進んでいない。

表3-3 流域関連市町年齢構成別人口割合 (H12国勢調査結果による)

新市町村	旧市町村	総数(%)	0~14歳	15~64歳	65歳以上
			総数(%)	総数(%)	総数(%)
県計		100	14	64	22
防府市		100	15	65	20
周南市	旧徳山市	100	14	66	19
	旧新南陽市	100	16	66	18
	旧鹿野町	100	12	55	33
山口市徳地	旧徳地町	100	11	54	35
流域内関連市町村		100	15	65	20

3.3 産業、経済

河口域は佐波川の扇状地三角州と近世の干拓によって防府平野を形成し、江戸時代から昭和35年までは製塩業が栄えた。昭和35年製塩業の廃止を契機に、跡地に企業誘致を進め、大規模自動車組立工場を頂点とする輸送用機械器具製造業が集積するなど、周南工業地帯の一翼を担い、山口県の製造品出荷額の42%を占めている。また、防府市の輸送用機器の製造品出荷額は、山口県の76%を占めている。

このため、平成12年の国勢調査に基づく流域内の産業別就業人口は、第一次産業人口が5%、第二次産業人口33%、第三次産業人口62%となっている。



図3-4 干拓地の変遷

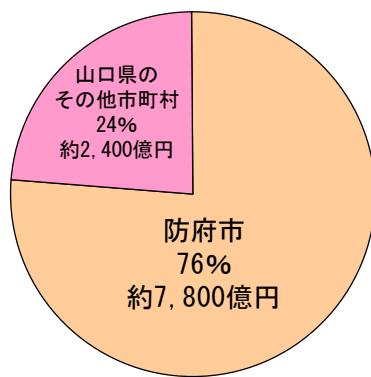


表3-4 製造品出荷額

	製造品出荷額
防府市・周南市	21,221億円
山口県	51,221億円

図3-5 輸送機器の製造品出荷額(山口県全体)

表3-5 市町村別産業別就業者人口比率(H12国勢調査)

市町村	平成12年(人)			割合(%)				
	総数*	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合計	第1次産業	第2次産業	第3次産業
県 計	746,704	53,894	222,034	467,310	100	7	30	63
徳山市	50,961	2,004	15,278	33,170	101	4	30	66
防府市	59,110	2,635	19,985	36,301	100	4	34	62
新南陽市	15,936	599	6,467	8,810	100	4	41	55
鹿野町	2,246	335	728	1,182	100	15	32	53
徳地町	4,605	1,154	1,426	2,025	100	25	31	44
関連市町合計	132,858	6,727	43,884	81,488	101	5	33	62

*分類不能人口を含む

3.4 交通

防府市および山口市徳地に係わる道路網は、国土幹線道路である中国自動車道が山口市徳地南部を東西に、また山陽自動車道が防府市を同じく東西に走り、それぞれ徳地 IC、防府西 IC・防府東 IC をアクセスポイントとして有している。また、都市間および都市内交通における幹線道路は、防府市と瀬戸内海沿岸諸都市を連絡している国道 2 号と、防府市と隣接する圏域中核都市である山口市とを結んでいる国道 262 号、および内陸部において山口市徳地と山口市の中心地等を結んでいる国道 376 号を中心として構成されている。さらに防府市街地内部を走る主要県道防府環状線、また防府市と山口市徳地を結ぶ佐波川右岸の主要県道防府阿東線が都市内における幹線道路として機能している。佐波川左岸における南北方向の主要道路は、国道 262 号と新橋付近で分岐する市道新橋徳地線および県道中山徳地線であり、山口市徳地堀で国道 376 号と結びついている。

大量輸送機関は、JR 山陽本線が防府市南部を東西に走り、防府市内には防府市・山口市徳地における交通ターミナル拠点である防府駅と東部の富海および佐波川右岸の大通駅の 3 駅が設置されている。また、JR 東海道・山陽新幹線が防府平野を東西に横断している。一方 JR 山陽本線によって防府市の中心部が分断されてきたが、高架化工事が完了し、南北に拡がる市街地の一体化が図られるようになり、さらに発展することも期待されている。

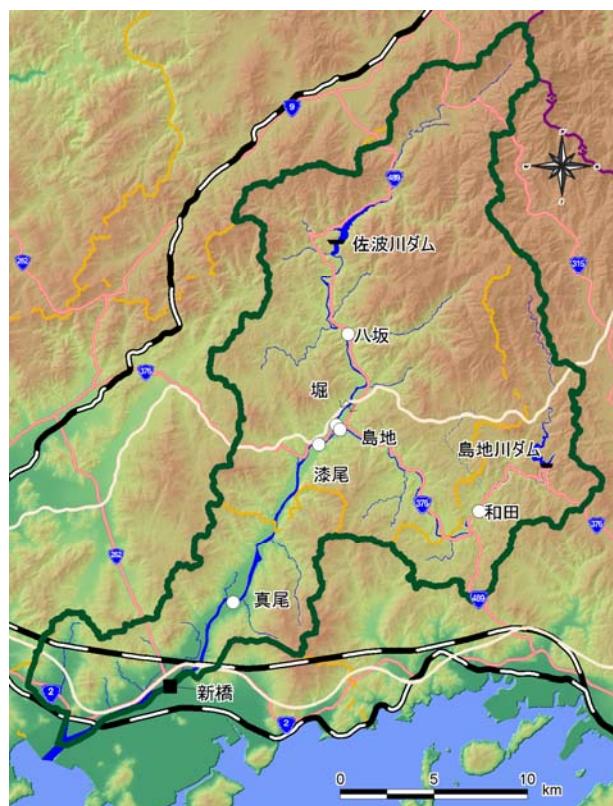


図 3-6 流域内の主要交通網

4. 水害と治水事業の沿革

4.1 既往洪水の概要

佐波川の歴史は水害との戦いの歴史でもあり有史以来幾多の洪水被害を繰り返してきた。明治以降、佐波川に関する風水害は38回発生しており、台風によるもの15回、梅雨等によるもの23回となっている。表4.1に主な水害の記録を示す。

なお、佐波川流域における代表的な水害は、大正7年7月洪水（台風）、昭和26年7月洪水（梅雨）及び昭和47年7月洪水（梅雨）が挙げられる。以下、主要な洪水の記録を示す。

表4-1 佐波川での浸水被害が大きな洪水一覧

洪水名	降雨要因	新橋上流 2日雨量 (mm)	新橋地点 ピーク流量 (m³/s)	新橋地点 ピーク水位 (m)	備考
大正7年7月	台風	261.1	約3,500	4.80	冠水面積：約1,000ha(防府市域) 家屋浸水：3,451戸 損壊：91戸
昭和16年6月	梅雨前線	320.3	約1,800	4.40	冠水面積：約500ha(防府市域) 家屋浸水：150戸 損壊：3戸
昭和26年7月	梅雨前線	324.2	約2,800	4.80	冠水面積：1,388ha 家屋浸水：3,397戸 損壊：1,083戸
昭和35年7月	梅雨前線	240.7	約1,900	3.02	冠水面積：335ha(防府市域) 家屋浸水：869戸(防府市域) 損壊：9戸
昭和47年7月	梅雨前線	271.3	約2,100	3.99	冠水面積：340ha 家屋浸水：511戸
昭和60年6月	梅雨前線	226.7	約1,300	3.14	-
平成元年7月	梅雨前線	147.8	約1,400	3.15	-
平成17年9月	台風17号	302.8	約1,700	3.67	-

※ T7、S26洪水は氾濫解析による推定流量を記載。S31以降はダム氾濫戻し流量を記載。

出典：家屋浸水、損壊、冠水面積は「山口県災異史」記載値、

ただし、S26.7は「河川総覧各論・佐波川水系」記載値、S47.7は「昭和47年7月豪雨災害誌」記載値

4.2 主要洪水の概要

大正 7 年 7 月 11 日：洪水（台風）

沖縄東方から北上して鹿児島東部、大分、山口を経て日本海に入って消滅した台風により、10 日から 12 日にかけて 160~270mm の豪雨となった。

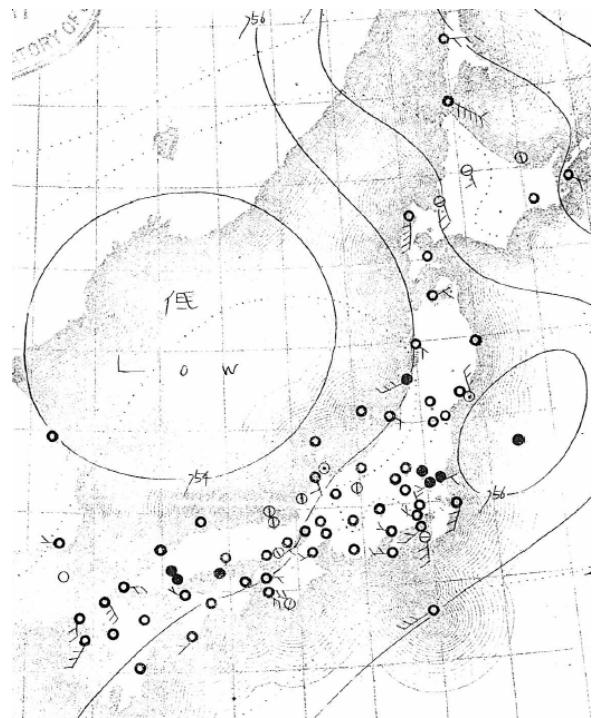


図 4-1 大正 7 年 7 月天気図

(広島地方気象台提供資料)

11 日午前 11 時頃から佐波川の水位が急上昇し、午後 0 時 40 分に新橋が流失、各地で堤防の決壊が生じる。新橋地点の最大流量は約 $3,500 \text{ m}^3/\text{s}$ に達し、天保 11 年以来の大洪水となった。被害の状況は佐波郡において浸水家屋 3,451 戸、損壊家屋 91 戸におよぶ激甚災害となり、佐波川下流左岸古祖原の本川堤防（大崎橋付近）が決壊し、現在の防府市街地南部が水没した。防府市域の冠水面積は約 1,000ha であった。



図 4-2 右田村・玉祖神社



図 4-3 防府町・古祖原

昭和 26 年 7 月 10 日：洪水（梅雨前線）

7 月 8 日低気圧の東進に伴い梅雨前線も北上し、9 日午後、前線が防府地方を通過した。この頃から豪雨となり、10 日早朝寒冷前線の通過で再び豪雨となった。7 日から 10 日までの降雨量は 260 ~400mm にも達した。

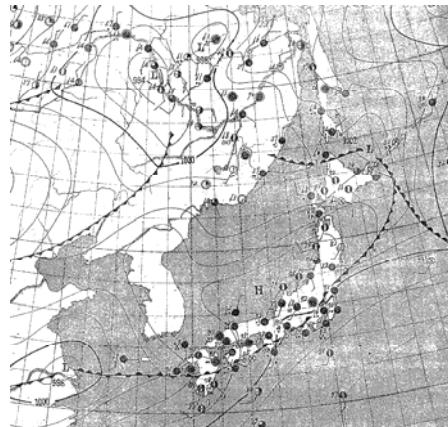


図 4-4 昭和 26 年 7 月天気図

(広島地方気象台提供資料)



図 4-5 S26 年浸水図



図 4-6 徳地町堀・堀小学校付近



図 4-7 徳地町堀・堀島地川鉄橋付近

新橋地点の最大流量約 $2,800\text{m}^3/\text{s}$ 戦後最大の大出水となった。このため佐波川は堤防決壊 17ヶ所におよび下流部の防府市街地を除くほとんどの低地部に氾濫がおよんだ。被害の状況は、死者 11 名、家屋破損 1,083 戸、家屋浸水 3,397 戸、冠水面積 1,388ha 等の激甚災害となった。

昭和 47 年 7 月 11 日 : 洪水 (梅雨)

7 月 11 日には佐波川上流の雨量は、堀地点で 151mm 和田地点で 160mm を記録し、9 日からの降雨により佐波川が増水した。

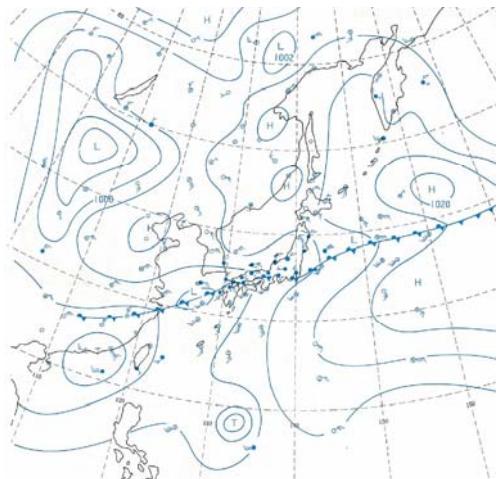


図 4-8 昭和 47 年 7 月天気図

(広島地方気象台提供資料)



図 4-9 S47 年浸水図



図 4-10 德地町麻生・麻生頭首工



図 4-11 防府市和字付近

小野地区鈴屋では警戒水位を突破した。浸水家屋 511 戸、冠水面積 340ha、農林・土木関係等にも被害があり、被害総額は 2 億 8435 万余円にも達した。

4.3 治水事業の沿革

(1) 藩政時代（1600年）以前の治水

佐波川の堤防は、陸路として山陰地方の連絡道の役割を果たしていたが、度重なる洪水により沿道もたびたび変わった。このように洪水のたびに堤防（道路）は、変更・補修あるいは補強され、河川堤防が暫時でき上がったと言われているが、堤防築造時期は不明である。

応仁元年（1467年）の大内氏の壁画によると、佐波川下流部において「これ程の大河にして、右岸に於いて久しく堤防らしきものがなく、和田の低地や上河原は洪水に水没すること常とする」と記してある。堤防を築かなかった理由は左岸よりも標高が高いためで、右岸側の堤防を築いたのは、大内家時代の終わり頃であったと云われている。洪水の防禦として霞堤方式が採用され、霞堤上流を遊水地として本堤を護った。

(2) 藩政時代の治水

毛利藩の治水思想も基本的にはこの方式を受け継いだものとなっており、上流部は霞堤あるいは越流堤にして、上流での氾濫による遊水効果を期待する方式をとっている。その後、毛利藩の経済建て直し策として1600年代はじめより干拓が開始され、これを期に佐波川左岸堤防の強化と水制工、竹藪の設置により、政治・経済の中心地である防府平野を護ったとされている。

また、図-4.12は、和字地区の大きく湾曲する所に施けてある水刎で、図-4.13は、天保（1830年）以前に行われたものと推定される真尾地区の締切りで、流路延長を長くし、水面勾配を緩く、水衝部を多くして流水エネルギーを弱めたものと思われる。

佐波川の水防上、特に注目すべきものは竹藪で竹根が地表面に繁茂し堤防の侵蝕を防ぐとともに溢水に対し水勢を弱め、土砂を堆積させる等の効果を利用したものと考えられる。防府平野左岸堤防は決潰の記録が見当たらなかつことからすると、竹藪の効果は十分にあったものと思われる。

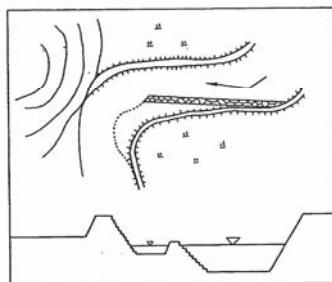


図 4-12 和字地区の水刎



図 4-13 真尾地区の締切

(3) 直轄改修のはじまり

明治維新後における政府の治水事業は、明治 8 年の淀川修築工事から始まり、以降、利根川、木曽川など我が国を代表する 14 河川で事業が遂行された。明治 29 年の河川法制定により直轄事業実施が法制化され、明治 43 年に第 1 次治水計画が策定された。しかし、利根川、信濃川など 65 河川を直轄施行河川に選定したものの佐波川はこの選からもれた。

その後、大正 7 年の全国的な大水害により第 2 次治水計画が策定されるところになり、この時、佐波川を含む 81 河川が直轄施行河川に選定された。しかし、関東大震災、昭和初期の経済恐慌の影響を受け工事着工に至らず、昭和 8 年の第 3 次治水計画で緊急に改修が必要な河川として佐波川を含む 24 河川を選定され、今後 10 年以内に工事着工することが決定された。

佐波川の本格的な改修事業は、昭和 16 年、17 年の相続ぐ洪水で下流部の改修が強く要望されたこともあり、河口～8 km を直轄施行として昭和 19 年に着工される。

改修計画はそれまで最大の洪水とされた大正 7 年 7 月洪水を基準に立案され、新橋地点での計画洪水流量は $2,300 \text{ m}^3/\text{s}$ と定められた。具体的には洪水を疎通させるため、旧堤防の嵩上げを行い、必要な箇所は新堤を構築し、河積の不十分な箇所は掘削または引堤を行う計画であった。また、河川を横断する在来の取水堰については、洪水の疎通を妨げ、堤防河岸地域に被害を与えるため、適宜改廃合するというものである。

しかし、昭和 26 年 7 月洪水は、大正 7 年の水位を上・中流域で大幅に上回り、下流の新橋地点の水位は 4.8m と同じであったにもかかわらず、上流の下野谷量水標では 1.5m、中流部で 1.0m の水位上昇となり、計画洪水流量の再検討を迫られる事になる。そこで、同洪水を基準に昭和 28 年 9 月に基本計画流量を $2,500 \text{ m}^3/\text{s}$ に定め、このうち新設される佐波川ダムによって $500 \text{ m}^3/\text{s}$ を調節し、新橋における計画高水流量を $2,000 \text{ m}^3/\text{s}$ とする第 1 回目の流量改定を行った。改修工事が進捗するさなか、新河川法の制定により昭和 41 年 4 月 1 日に河口から 27.87km 区間が直轄管理区間に指定される。

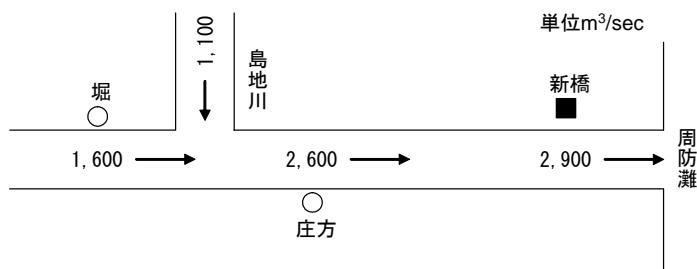


図 4-14 計画流量配分図

また、昭和 35 年・同 39 年・同 47 年と出水が相次いだことなどから治水安全度の向上が必要となり、治水計画規模を年超過確率 $1/100$ とする第 2 回目の流量改定計画を昭和 49 年に策定した。改定計画は、基本高水流量 $3,500 \text{ m}^3/\text{s}$ とし、内 $600 \text{ m}^3/\text{s}$ を上流の佐波川ダム、島地川ダムなどの上流ダム群で調節し、新橋における計画高水流量を $2,900 \text{ m}^3/\text{s}$ としたもので現在に至っている。

(4) 直轄による改修工事のあゆみ

① 昭和 19 年度～昭和 30 年度

昭和 19 年、用地買収と同時に西佐波令古祖原地先の築堤工事に着手。太平洋戦争と終戦の混乱でその後の工事はほとんど進展せず、本格的な改修工事は昭和 24 年に再開し築堤、護岸および低水護岸工事を含めて昭和 31 年まで続けられた。同様に植松地先も築堤と護岸工事が同年まで継続された。昭和 25 年からは対岸の右田、大崎地区で工事が開始され、この地区を特徴づけていた霞堤は支川の合流する一部を除いて消失し、また霞堤と連結して波状を呈していた本堤防も直線状の連続堤へと代わっていった。

このように改修工事が始動し軌道に乗りはじめた昭和 26 年 7 月、未曾有といわれる大出水に遭遇し、工事は一時的にせよ停滞せざるを得なかった。しかし昭和 31 年にはこれまで破堤の常習地となっていた本堤防の改修が一応の終了をみた。

② 昭和 31 年度～昭和 40 年度

昭和 31 年度～昭和 35 年度の代表的な工事は新橋架替である。県道防府～山口線に架かっていた旧橋は大正 10 年 8 月に架設されたもので、改修工事にともなう引堤で 38.6m の継足が生じ、また幅員が狭少で、資材も一部腐食が進んでいたため、この機会に旧橋の 15 m 上流側に架け換えることになった。昭和 31 年着工し、34 年 3 月 31 日に完成した。

新橋架替工事と並行して、両岸の右田、新橋地区および左岸上流側の本橋地区で築堤・護岸工事が行われ、また、西開作地区の築堤・護岸工事もこの時期で終了した。新橋～本橋一帯の護岸工事は昭和 42 年までを要し、総延長は 2,820m に達した。

昭和 36 年度～昭和 40 年度にかけて、直轄改修区域に指定された河口から 8km 間の改修工事のうち、未着工となっていた下佐野地区、西浦地区の堤防工事を行った。また、昭和 38 年に直轄改修区間が上流へ 1.5km 延長され、それにともない昭和 40 年から新たに上右田地区の堤防工事に着手した。上右田地区の南部は霞堤の開口部に当たり、約 250m にわたって無堤防状態で支川清水川が流入している。工事は築堤による開口部の閉鎖と本堤防の護岸整備で、以降 4 年間継続した。なお、清水川の改修は昭和 48 年から始まる。

③ 昭和 41 年度～昭和 50 年度

昭和 41 年 4 月佐波川は一級河川に指定され、直轄管理区間が上流の徳地町大字堀地先までの 27.87 km に延長された。これにともない改修工事も上流域へと拡がり、新しく直轄区間に編入された上右田地区の築堤工事に續いて、昭和 43 年からは徳地町伊賀地の築堤工事に着手した。一方、昭和 41 年度にほぼ 10 年間にわたって施工してきた新橋地区諸工事が終了し、現在の河川景観ができあがった。また下流の植松堤防で低水護岸工事を行い、この工事は後の環境整備費による遊歩道設置へと継続発展していった。

昭和 47 年度には河口付近の植松、大崎両堤防の低水護岸工事が終了し高水敷を整備した。また、同年度には直轄区間の最上流部にあたる徳地町堀地区の築堤工事もはじまり、改修工事は全区間的な広がりを持つようになってきた。翌 48 年度には新たに支川清水川で 2

ヶ所の堤防工事、昭和 50 年度には下流の支川剣川の改修工事に着手した。

昭和 48 年度には徳地町大字岸見地先にかかる中塚橋の改修工事に、また翌 49 年度には同町大字伊賀地の尾蔵堰の改築工事に着手した。これは昭和 48 年災害で破損した同堰の転倒ゲート 2 門と護床工の施工で徳地町との合併工事となった。

④ 昭和 51 年度～昭和 60 年度

昭和 51 年度～昭和 55 年度にかけて改修の中心となったのは支川の改修と中・下流部の護岸工事および上・中流部における築堤工事である。清水川、剣川の堤防工事は大いに進捗し、昭和 53 年度には須川の改修にも着手した。また、護岸工事を新橋植松・迫戸・大崎地区等で施工し、昭和 51 年度には新橋高水敷を造成した。翌 52 年度には植松遊歩道の工事を行うなど、佐波川下流は近代河川へと急激に様相を変えていった。一方、堀・真尾・岸見地区で築堤工事が始まるなど上中流域の整備にも着手した。昭和 55 年度現在、堀堤防は 2,080m で工事を終了している。

昭和 56 年度～昭和 60 年度は上中流域の改修に主力を注いだ。防府市では真尾・中山・奈美・鈴屋の各地区で、また徳地町では麻生・堀・伊賀地・新田・船津の各地区で、築堤・護岸工事を施行した。一方、昭和 56 年度から、新橋引堤工事に着手。これは長さ 830m・最大巾 35m におよぶ引堤工事と 660m の水路工事で昭和 59 年度までを要した。昭和 58 年度からは付帯工事として本橋改築工事を行っている。なお昭和 56 年度には支川の清水川第 2 堤防工事と須川堤防工事が完了し同年山口県に引き継がれた。

⑤ 昭和 61 年度～平成 7 年度

昭和 61 年度～平成 2 年度は下流部で地方拠点都市の防府市街地を背後に控える新橋引堤工事を継続するとともに平成元年 3 月に河川環境管理基本計画（空間管理計画）が策定され、新橋～総合堰間を拠点地区「ホタルの広場」として位置付け、ホタル川、桜づつみ等の整備に着手した。

また、上流部の堀、麻生の堤防を昭和 62 年に概成させ、昭和 63 年度より中流部の和字引堤、平成 2 年度より植松引堤に着手した。

下流部の新橋及び中流部の真尾引堤を平成 4 年度に、また伊賀地を平成 6 年度に概成させた。また平成 4 年度より平成 7 年度にかけ自然環境に配慮した大崎の多自然型護岸を概成させるとともに、平成 7 年度より上右田の防災ステーション、植松地区の耐震対策工事に着手した。

⑥ 平成 8 年度以降

平成 8 年度からは市民団体や河川管理者及び教育関係者が一体となって子供たちの水辺での体験活動の充実を図るための「水辺の楽校プロジェクト」を推進している。その一貫として佐波川中流部に位置する小野地区では緩傾斜堤防や親水施設、水辺へのアプローチ施設等の整備を実施している。同じく中流部に位置する奈美地区では、平成 13 年より川幅

を広げ河積を確保することを目的とした引堤事業を実施している。河積阻害対策としては、平成15年より金波堰と峪堰を統合した新峪堰改築事業を実施している。

5. 水利用の現況

5.1 利水の現状

河川水の利用については、農業用水として、約 2,700ha に及ぶ耕地のかんがいに利用され、水力発電として、昭和 30 年に建設された佐波川発電所により最大出力 3,500kW の電力供給が行われている。水道用水としては、防府市、周南市に供給が行われ、工業用水として、とんだ や ち防府市の佐波川工業用水、佐波川第 2 工業用水、周南市の富田夜市川工業用水に対して供給が行われている。

表 5-1 佐波川水系の水利用状況

項目	区分	件数	最大取水量 (m ³ /s)	適用
発電用水	法	1	8.000	
水道用水	法	2	0.288	
工業用水	法	3	1.263	
農業用水	法	47	20.65	かんがい面積 約 2700ha
	慣	140	—	
雑用水	法	1	0.022	
計		194	—	

法：河川法第 23 条の許可を受けたもの

慣：河川法施工以前から存在する水利権

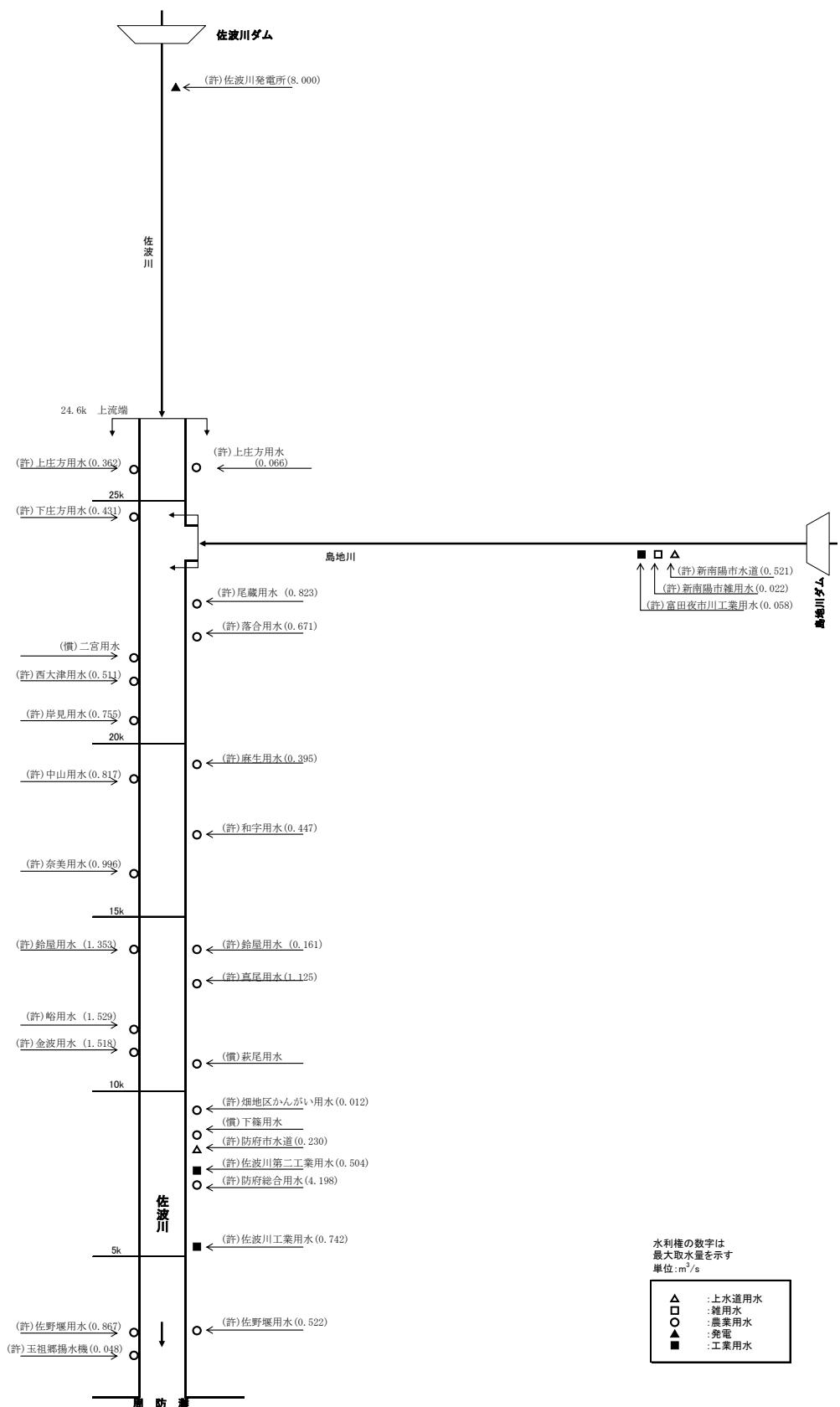


図 5-1 佐波川水利権模式図

5.2 渇水被害と渇水調整の現状

佐波川において渇水対策本部が設置され、取水制限が実施された渇水年は、昭和48年、昭和53年、昭和57年及び平成6年が挙げられる。各渇水年の取水制限状況を以下に示す。

1) 昭和48年度

表 5-2(1) 昭和53年度取水制限状況

給水制限	期間	日数	節水率
第1次	7月25日～8月24日	31	各20%（農水・工水）
第2次	8月25日～月日		各30%（農水・工水）

2) 昭和53年度

表 5-2(2) 昭和53年度取水制限状況

給水制限	期間	日数	節水率
第1次	8月12日～8月18日	7	10%（工水）
第2次	8月19日～8月31日	13	30%（工水）
第3次	9月1日～9月10日	10	40%（工水）
第4次	9月11日～9月28日	18	50%（工水）
第5次	8月29日～10月18日	20	30%（工水）

3) 昭和57年度

表 5-2(3) 昭和57年度取水制限状況

給水制限	期間	日数	節水率
第1次	6月28日～7月4日	7	20%（工水）
第2次	7月5日～7月7日	3	30%（工水）
第3次	7月8日～7月12日	5	30%（工水） 発電停止

4) 平成 6 年度

表 5-2(4) 平成 6 年度取水制限状況

給水制限	期 間	日数	節 水 率
第 1 次	9 月 1 日～9 月 29 日	29	各 10% (農水・上水・工水)
第 2 次	9 月 30 日 ～翌年 3 月 8 日	168	各 20% (農水・上水・工水)

6. 河川流況と水質

6.1 流況

佐波川における昭和 56 年から平成 16 年までの流況を見ると、表 6-1 のとおりであり、平均渴水流量は $2.4 \text{m}^3/\text{s}$ 、平均低水流量は $4.6 \text{m}^3/\text{s}$ である。

表 6-1 佐波川水系の渴水流量

河川名	観測所名	流域面積 (km ²)	観測 年数	1/10 渴水 流量 (m ³ /s)	平均渴水 流量 (m ³ /s)	備考
佐波川	新橋	423.1	24	0.6	2.4	

※統計年：昭和 56～平成 16 年(24 ヶ年)

表 6-2 地点別流況表(新橋地点)

水系名：佐波川		河川：佐波川本川		観測所名：新橋		流域面積(km ²)：423.1	
年	流量	豊水量 (m ³ /s)	平水量 (m ³ /s)	低水量 (m ³ /s)	渴水量 (m ³ /s)	最小流量 (m ³ /s)	年平均流量 (m ³ /s)
S. 56	15.9	9.6	6.1	3.6	1.8	21.1	
S. 57	17.6	10.7	6.4	1.8	1.4	18.2	
S. 58	25.4	12.3	5.4	3.2	1.2	21.9	
S. 59	13.4	7.5	5.1	3.0	1.2	14.9	
S. 60	23.9	10.7	6.1	3.0	1.8	28.1	
S. 61	24.4	8.4	5.1	3.0	1.2	24.1	
S. 62	25.0	14.4	8.0	4.8	4.4	22.9	
S. 63	13.6	5.7	3.8	3.0	1.4	12.3	
H. 1	17.2	8.3	5.3	2.7	1.6	17.5	
H. 2	22.4	11.0	6.0	2.9	1.0	19.3	
H. 3	30.0	15.5	5.8	4.0	1.2	23.3	
H. 4	16.4	6.6	4.4	2.4	1.3	13.6	
H. 5	29.2	12.3	7.3	4.7	2.5	31.1	
H. 6	13.2	6.5	1.3	0.4	0.1	10.9	
H. 7	9.8	3.6	1.8	0.6	0.1	15.1	
H. 8	9.2	5.1	3.0	1.0	0.3	14.2	
H. 9	16.9	7.0	3.0	1.7	1.2	24.0	
H. 10	20.4	9.6	4.3	1.2	0.5	17.9	
H. 11	15.2	7.8	4.0	0.9	0.5	18.4	
H. 12	8.6	4.9	3.0	1.5	0.9	8.3	
H. 13	9.8	5.8	4.1	2.5	1.3	13.9	
H. 14	9.1	3.2	2.0	1.2	0.9	9.4	
H. 15	21.3	8.6	4.5	2.6	2.2	22.3	
H. 16	20.9	8.9	3.7	1.6	1.2	21.1	
最小	8.6	3.2	1.3	0.4	0.1	8.3	
平均	17.9	8.5	4.6	2.4	1.3	18.5	
1/10渴水				0.6	24カ年中第2位		

6.2 水質の推移

6.2.1 環境基準の類型指定

佐波川における環境基準類型指定状況を表6.2および図6.1に河川水質の推移を図-6.2に示す。

佐波川水系での河川の水質は近年良くなっており、環境基準値(BOD75%値)を満足している。

表6-2 水質環境基準の類型指定状況

水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日
佐波川(佐野堰より上流)	A	イ	昭和47年6月15日設定
佐波川(佐野堰より下流)	B	イ	〃
佐波川ダム	湖沼A	イ	平成11年4月13日設定
島地川ダム	湖沼A II	ロ ハ	昭和63年4月5日設定 〃

注)1.当該類型の欄中A及びBは、生活環境の保全に関する環境基準の表の類型を示す。

2.島地川ダムの下段のIIは、全窒素及び全磷に係わる環境基準の表の類型を示す。

3.期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

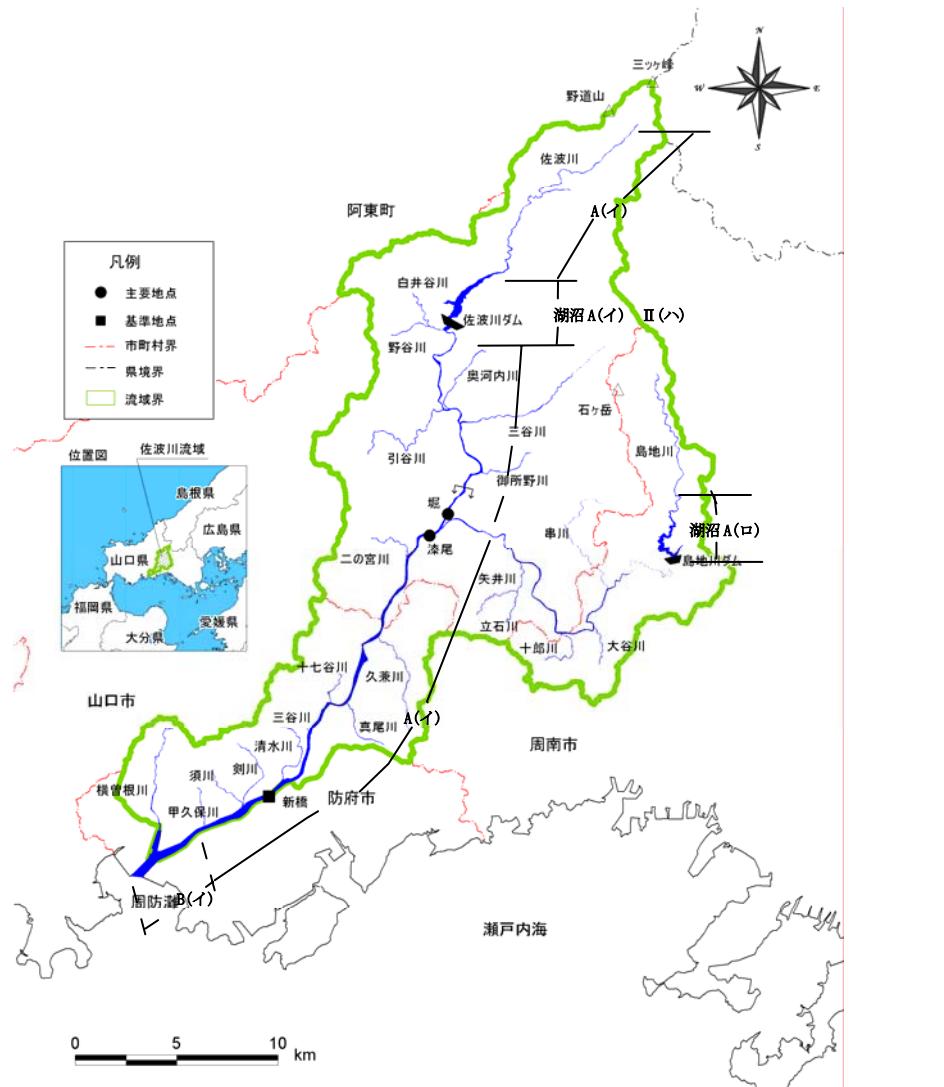
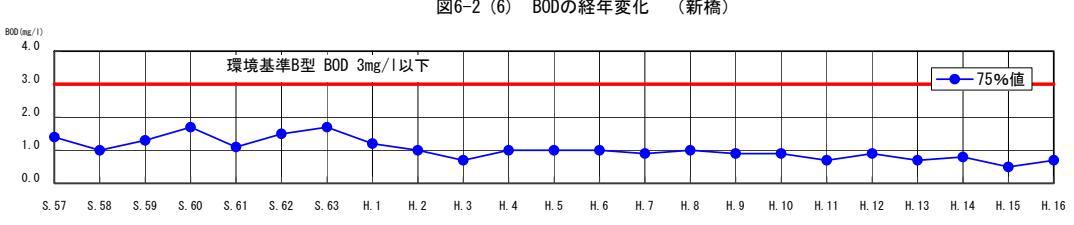
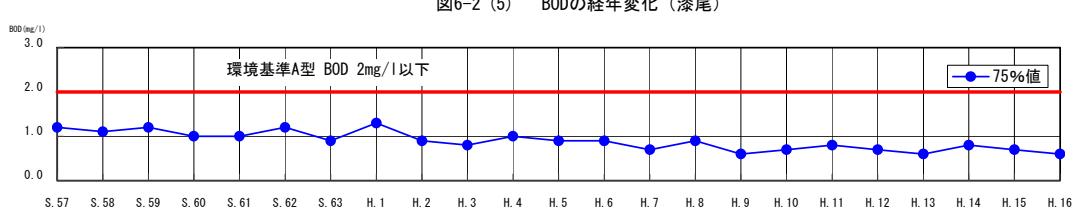
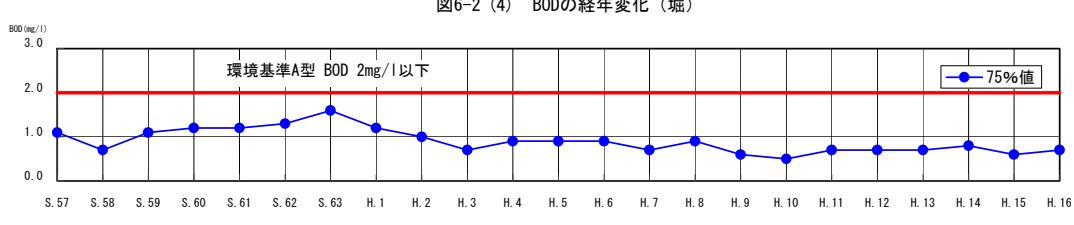
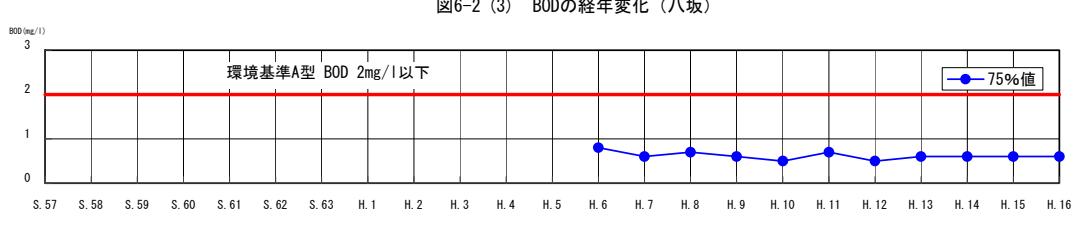
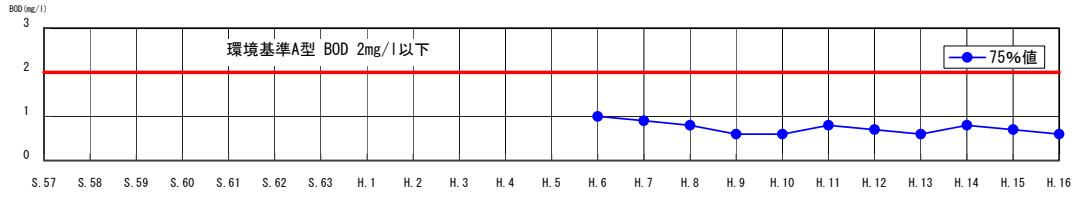
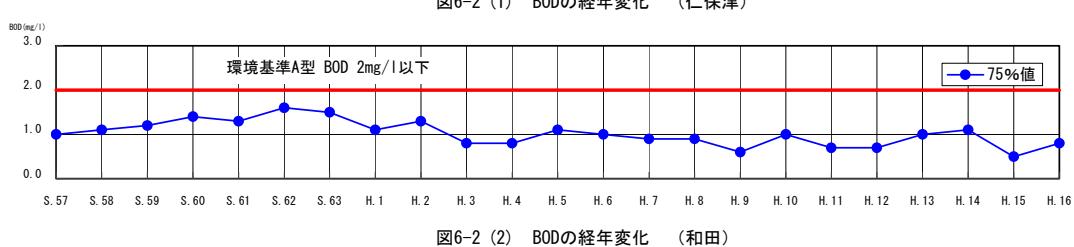
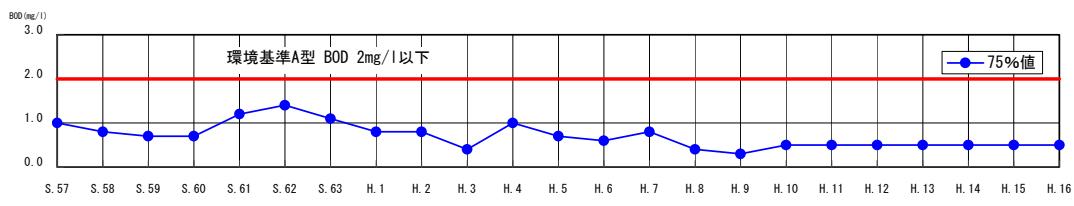


図6-1 佐波川水系水質調査地点および類型指定状況

6.2.2 近年の水質状況

近年23ヶ年の水質測定値(BOD75%値)でみると、全ての地点で約1mg/lとなっており、環境



基準を満たしている。

7. 河川空間の利用状況

7.1 河川利用施設

河川の利用については、下流部の高水敷は、公園緑地や運動広場として利用されている。また、河口から中流部の間は佐波川自転車道が整備され、サイクリング等で利用されている。下流の水辺は、ホタルの育成および鑑賞の場となっている。

その他、佐波川ダムのダム湖である大原湖や島地川ダムのダム湖である高瀬湖は、魚釣り、水遊び、キャンプの場として利用されるとともに、佐波川上流、中下流域及び島地川はアユをはじめとした魚釣りや水遊びの場として親しまれている。また中流部では水辺の楽校を整備しており、上流部では奈良東大寺の再建に当たり用材を佐波川に流すために用いた関水という水路施設の一部が国指定文化財として指定され、子供たちの環境や歴史学習の場として活用されている。

佐波川における河川敷の利用は、主なものとして公園緑地や運動広場がある。佐波川の高水敷の総面積は約 75ha あり、距離標 2.0km～7.8km、12.4km～13.2km の両岸に広く分布しており、その幅は 10～60m 程度である。高水敷面積に対する河川利用施設（公園、運動場、遊歩道・サイクリングロード）の占用面積の割合は、各々 2.4%、2.3%、1.6% となっており、代表的なものとしては、下流部に設けられた古祖原の緑地及び運動広場等が挙げられ、これらの面積は 4.7ha である。



①大原湖キャンプ



④サイクリングロード



②高瀬湖



⑤ホタルの育成



43 -



③関水

7.2 河川利用施設

佐波川の年間河川区間利用者数（推定）は約24万人である。

利用形態別では、散策が最も多く、全体の58%を占める。利用場所別では高水敷が58%、堤防が30%、水際が11%、水面が2%となっている。

表7-1 年間河川空間利用状況

区分	項目	年間推計値(千人)		利用状況の割合																	
		平成12年度	平成15年度	平成12年度	平成15年度																
利用形態別	スポーツ	18	12	<table border="1"> <tr> <td>散策等</td> <td>58%</td> </tr> <tr> <td>スポーツ</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>釣り</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>水遊び</td> <td>27%</td> </tr> </table>	散策等	58%	スポーツ	6%	釣り	9%	水遊び	27%	<table border="1"> <tr> <td>散策等</td> <td>82%</td> </tr> <tr> <td>スポーツ</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>釣り</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>水遊び</td> <td>9%</td> </tr> </table>	散策等	82%	スポーツ	5%	釣り	3%	水遊び	9%
散策等	58%																				
スポーツ	6%																				
釣り	9%																				
水遊び	27%																				
散策等	82%																				
スポーツ	5%																				
釣り	3%																				
水遊び	9%																				
釣り	26	8																			
水遊び	77	22																			
散策等	165	197																			
合計	285	238																			
利用場所別	水面	45	5	<table border="1"> <tr> <td>高水敷</td> <td>41%</td> </tr> <tr> <td>堤防</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td>水面</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>水際</td> <td>20%</td> </tr> </table>	高水敷	41%	堤防	23%	水面	16%	水際	20%	<table border="1"> <tr> <td>堤防</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>水面</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>水際</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>高水敷</td> <td>58%</td> </tr> </table>	堤防	30%	水面	2%	水際	11%	高水敷	58%
高水敷	41%																				
堤防	23%																				
水面	16%																				
水際	20%																				
堤防	30%																				
水面	2%																				
水際	11%																				
高水敷	58%																				
水際	57	25																			
高水敷	117	137																			
堤防	66	71																			
合計	285	238																			

8. 河道特性

8.1 河道特性区分

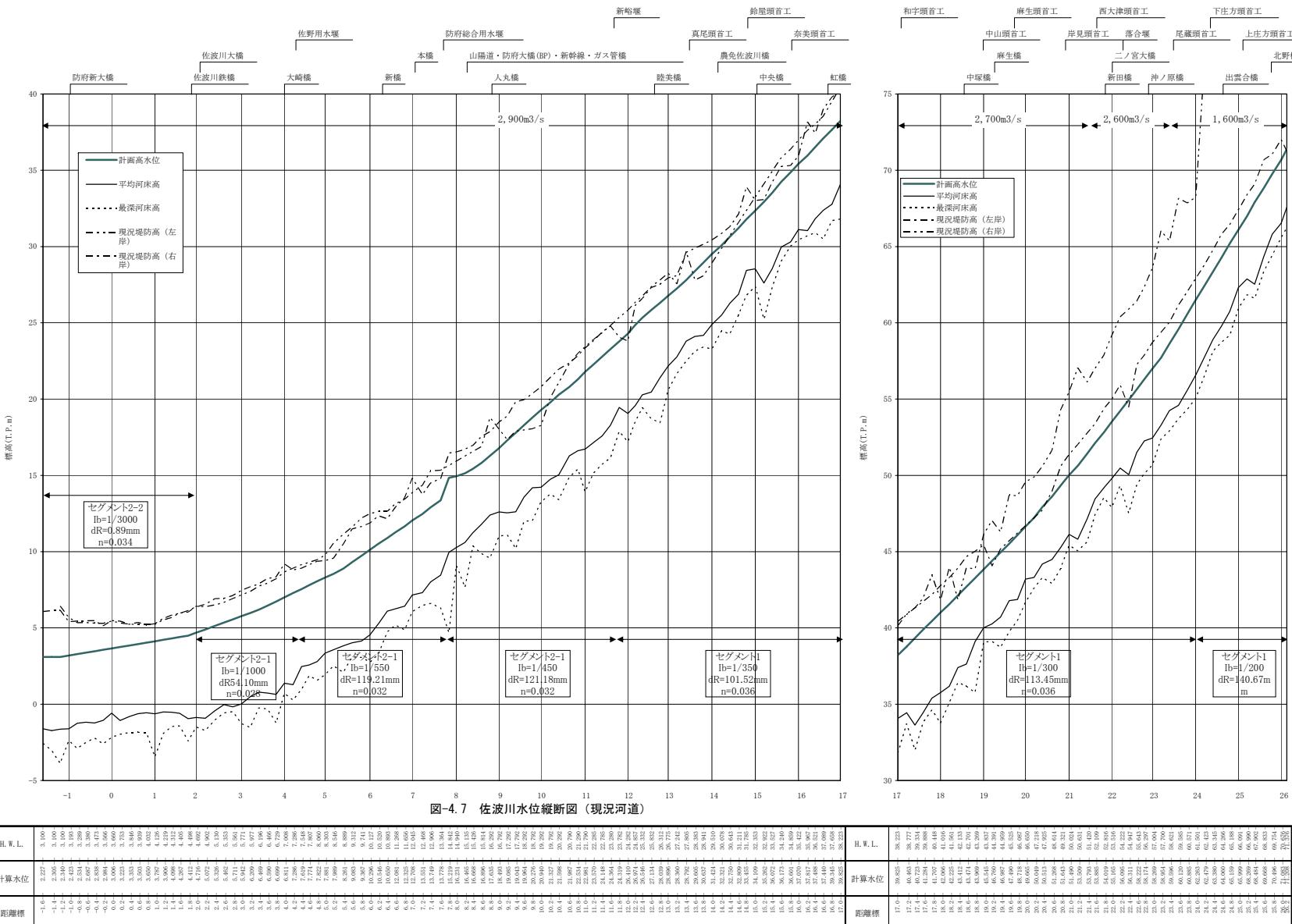
佐波川の源流から佐波川ダムまでは、渓谷をなし滑渓谷として観光の名所となっている。河床勾配は1/100以上で、山地渓流をなしている。

堀地点で合流する最大の支川島地川の河道延長は約25kmで、源流から島地川ダム湖までの約10km間は渓谷をなし、河床勾配は1/50程度で流下しダム湖に入る。ダムから佐波川合流点までの約15km間で和田地点までは峡谷をなし高瀬峡が有名である。これより下流は流路を西に変え幅200～500mの谷底平野を1/150～1/200の勾配で流下する。

島地川合流後の佐波川は、幅500～1000mの谷底平野を1/300～1/450程度の勾配で約16km流下し、防府総合堰（河口より8km付近）を扇頂とする山口県最大の防府平野にでる。防府平野は、佐波川が上流から運搬した土砂の堆積によって形成された扇状地と近世以降の干拓で形成されており、このような平野を扇状地三角州（ファンデルタ）という。これ以降の佐波川は、防府平野の北西部を1/1000～1/3000程度の勾配で流下し瀬戸内海にでる。

この他、佐波川の特徴としては、取水堰の多さが挙げられる。直轄管理区間（約27km）の間に16ヶ所の取水堰が存在し、古くから農業用水を補給している。また、これらの堰は地下水の涵養の役割を果たしており、防府平野の上水道の水源も伏流水に依存している。

図 8-1 佐波川の現状河川の縦断形状



8.2 河床変化の傾向

昭和48年～昭和53年にかけて、河床は全川的に0.1～0.5m程度の河床低下傾向であったが、昭和53年以降は概ね安定している。

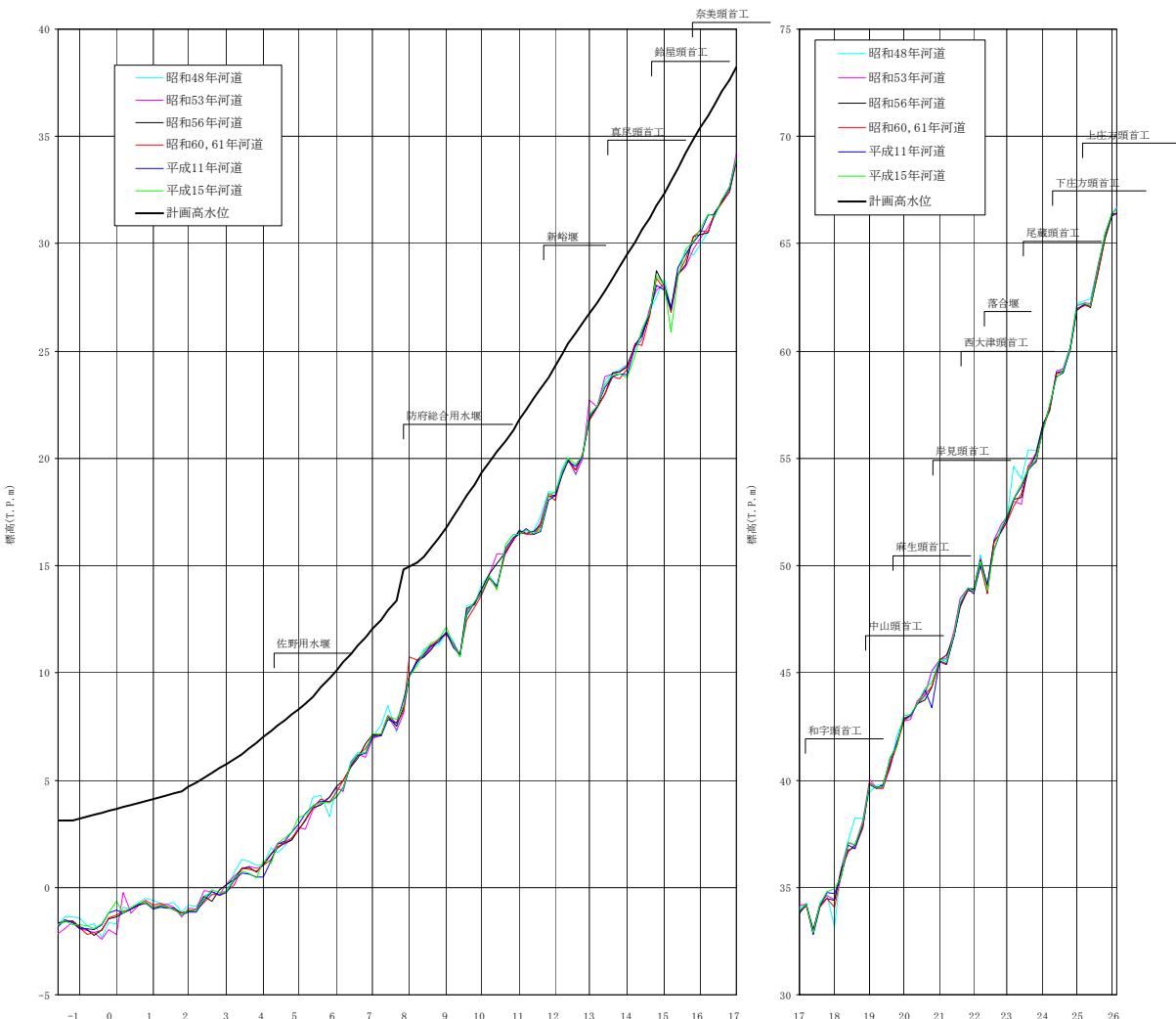


図 8-2 佐波川低水路河床高経年変化縦断図

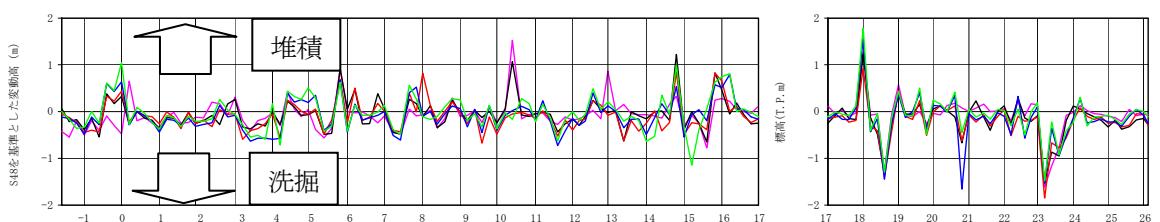


図 8-3 佐波川低水路河床高変動量縦断図

9. 河川管理

河川管理としては、洪水等による災害発生の防止（河川管理施設の設置、維持、修繕等）、河川の適正な利用の増進（発電、上水道、農耕用水利使用等）、流水の正常な機能の保持（塵埃処理等）、許認可事務（河川法に係る許可、承認等）を行っている。

9.1 管理区間

佐波川は、河口～山口市徳地堀までの本川及び島地川ダム湖を国土交通省が、それ以外を山口県が、それぞれ管理している。

表 9-1 管理区間延長

水系名	河川名	河川 指定 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	直轄管理区間の延長等			
					上流端	下流 端	延長 (km)
佐波川 水系	佐波川	51.17	460	左 岸	山口市徳地堀字土井の内 二千三百五十六番一地先	海に 至る	27.87
				右 岸	山口市徳地堀地先字北野八百三十五番地先		

水系名	河川名	構造物名	直轄管理区間の延長等		
				堤体位置	ダム湖管理 区間延長 (km)
佐波川 水系	島地川	島地川ダム	左 岸	周南市大字高瀬字上立戸	6.6
			右 岸	周南市大字高瀬字青ヶ平	

9.2 河川管理施設

堤防、護岸、排水機場、樋門樋管等の河川管理施設に対して、河川管理者は、定期的に巡視、点検をするとともに、必要に応じて修繕および応急対策を行ない、その機能が維持されるようにしている。

9.2.1 水閘門等の河川管理施設

佐波川水系の直轄管理区間における水閘門等の河川管理施設数は、表 9.2 に示す通りである。

○水閘門等の河川管理施設は、全体で 94 施設である。

○樋門、樋管が最も多く、次いで、堰の順となっている。

表 9-2 水閘門等の河川管理施設（直轄管理区間）

施設	堰	サイフォン	排水機場	揚水機場	水文観測施設	樋門樋管	陸閘門	合計
施設数	15	0	0	-	5	73	0	93
比率(%)	16	0	0	-	5	79	0	100

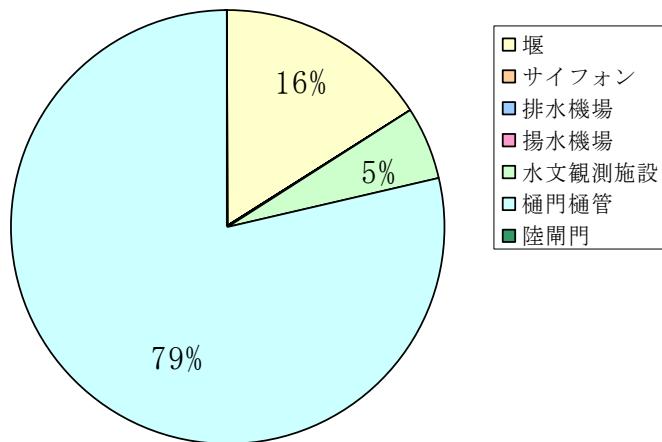


図 9-1 佐波川水系における水閘門等の河川管理施設数

9.2.2 堤防整備状況

佐波川水系の直轄管理区間における堤防整備状況は、表 9.3 のとおりである。
○完成堤防が全体の約 57%、暫定堤防が約 8%、未施工区間が 5%であり、完成および暫定堤防区間が約 7 割を占める。

表 9-3 直轄管理区間堤防整備状況

直轄管理 区間延長	施工例 2 条 7 号区間延長	堤防延長(km)				
		完成堤防	暫定堤防	未施工区間	不必要区間	計
27.87km	—	30.8	7.5	5.4	9.9	53.7
比率(%)		57.3	14.0	10.1	18.5	100.0

9.3 河川情報の整理

佐波川水系では河川管理の高度化の一環として、光ファイバーネットワークの整備を進めている。これは佐波川に光ファイバーを敷設し、テレビカメラや河川情報板を設置するものであり、テレビカメラからの映像は光ケーブルにより河川管理者のもとへ送られ、平常時の河川空間利用や洪水時の河川監視・樋門の管理を行う。また、河川情報板は雨量等河川に関するさまざまな情報を表示することにより、流域の人々に情報を提供するものである。

この光ファイバーネットワークを利用し、河川の安全と地域防災に役立てるものである。



図 9-2 光ファイバーネットワーク施設区間

表 9-4 河川情報施設

設置箇所	CATV (空間監視)	河川情報板
佐波川	18	0
島地川ダム	12	1

※平成 17 年 7 月現在

9.4 水防体制

(1) 河川情報の提供

佐波川では、流域の降雨の状況や水位の変化の状況を的確に捉えて、各種予報や洪水情報を関係機関に迅速に提供し洪水被害を軽減するため、気象庁、国土交通省及び山口県をあわせて25ヶ所の雨量観測所、新橋、堀、島地、和田など14ヶ所の水位、流量観測所を設置、情報収集を行っている。



図 9-3 佐波川流域雨量・水位観測所一覧

(2) 水防警報の概要

佐波川水系では、河川の巡視や災害の発生防止のため、迅速かつ的確な水防活動を行っているものとしている。具体的には、水位観測データに基づき、洪水による災害が発生する恐れがある場合には、水防団体に対し、水防警報を発令している。

(3) 洪水予報の概要

佐波川水系は、平成7年度に洪水予報指定河川に指定され、国土交通省と気象庁が共同で流域の雨量・水位または流量の予測を行っている。そして、洪水の危険性がある場合には、洪水に関する情報を提供している。

(4) 浸水想定区域図の公表

近年の水災の現状を踏まえ、水防法の一部を改正する法律（平成13年法律第46号）により、水災による被害の軽減を図るため、洪水予報を行う河川について浸水想定区域図を指定し、当該浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な措置を講ずることになっている。

佐波川水系においては、平成14年3月佐波川水系佐波川について浸水想定区域図を公表している。

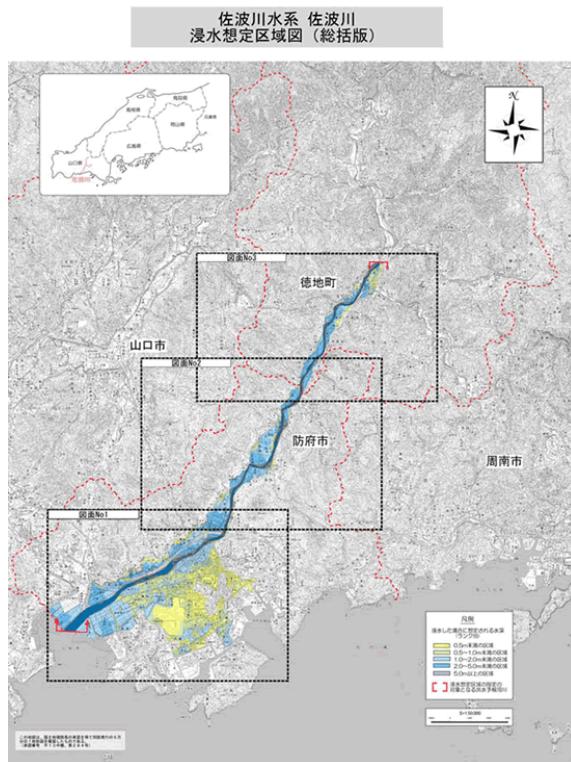


図9-4 佐波川浸水想定区域図

(5) 洪水危機管理の取り組み

佐波川水系では、平常時の危機管理に対する意識の形成を図るとともに、水防技術の習得と水防活動に関する理解と広報を目的として、水防演習を行っている。

10. 地域との連携

佐波川水系の豊かな自然環境を保全・整備し、歴史・文化を生かした地域づくりを次世代に引き継ぐためには、流域の人々が一体となり、理解・協力することが必要である。

佐波川水系では水防演習、防災・減災フォーラム、防災学習、高瀬湖クリーンウォーク等の各種行事を通じて、河川を知ってもらい、地域住民との交流を図っている。

(1) 地域との連携の活動目標

①安全・安心の確保（防災対策）

- ・被災の軽減、復旧・救護活動の迅速化、被害を軽減する地域の自助・共助を促す取り組みおよび支援

②地域の生き甲斐、充足感の向上

- ・少子・高齢化による地域の粉末化現象の食い止め、地域活動の活性化、地域の再構築

(2) 地域住民の参画や地域と連携した川づくりに係わる活動

①水防演習への住民・自主防災組織の参加

- ・住民自ら、また、地元の防災系市民団体が参加することで、「地域にとって防災がより身近なものである」という意識の高揚させ、自主防災・地域防災の必要性の意識を高める。



水防演習



防災・減災フォーラム

② 防災学習と住民の手による洪水ハザードマップの作成（防災学習）

- ・ソフト対策とハード整備が一体となった減災体制の確立が必要であることから、住民の防災意識高揚を図ることを目的に各地域への防災学習を展開する。



ハザードマップと防災学習

③ 「水辺の楽校」を核とした地域づくりの支援

- ・小野地区での地域再構築活動の支援の一環として、水辺の楽校を設立



水辺の楽校整備計画図

④ 地域住民・市民団体などの参加による高瀬湖クリーンウォーク

- ・ダム湖周辺の清掃に合わせて、ダム見学ならびにダム湖周辺の安産利用点検を実施



高瀬湖クリーンウォーク